

令和6年（行ウ）第119号 遺族補償年金等不支給処分取消請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 八王子労働基準監督署長）

第1準備書面

2024（令和6）年12月13日

東京地方裁判所民事第36部合B2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 川 人 博

同 蟹 江 鬼太郎

同 小 野 山 静

同 中 西 翔太郎

同 松 丸 正

同 成 見 暁 子

本書面では、被告作成の令和6年9月5日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という。）に対し、以下のとおり、認否及び反論を行う。

I 原告の主張

目次

第1 労災保険法16条の2における区別について.....	6
1 被告の主張.....	6
2 労災保険法16条の2の規定内容.....	6
3 労災保険法16条の2において定められている要件の内容.....	7
4 配偶者という同等の立場を性別のみで区別しているという実態.....	7
(1) 「労働者の配偶者」という本来は同等の立場を区別している.....	7
(2) 「妻」か「夫」かという区別は性別のみによるものである.....	9
(3) 小括.....	9
5 社会保障審議会年金部会における議論の内容.....	9
(1) 第1回社会保障審議会年金部会における議論.....	9
(2) 第2回社会保障審議会年金部会における議論.....	10
(3) 第3回社会保障審議会年金部会における議論.....	11
(4) 厚生労働省年金局作成の資料における記載.....	12
(5) 小括.....	13
6 結論.....	13
第2 労災保険法16条の2に関する違憲審査について.....	13
1 違憲審査の対象.....	13
(1) 被告の主張.....	13
(2) 夫にのみ年齢要件を設けるただし書こそ違憲審査の対象である.....	14
(3) 小括.....	14
2 本件区別に関する違憲審査基準.....	14
(1) 性別による差別的取扱いに関する違憲審査基準.....	15
(2) 損害賠償的性格も有する遺族補償年金制度の違憲審査基準.....	16
(3) 立法府の裁量の限界.....	18

(4) 本件区別に関する違憲審査基準.....	19
3 最高裁平成29年判決の再考の必要性.....	19
(1) 被告の主張.....	19
(2) 最高裁昭和57年判決の引用は再考する必要がある.....	20
(3) 小括.....	23
4 結語.....	23
第3 労災保険法16条の2第1項ただし書に基づく本件区別の違憲性.....	24
1 立法目的はやむにやまれぬ必要不可欠なものではないこと.....	24
(1) 被告の主張.....	24
(2) 「労働者の配偶者」を細分化することまで必要とはいえない.....	24
(3) 結論.....	26
2 立法目的との関係で規制手段が必要最小限のものではないこと.....	26
(1) 昭和40年改正法制定当時の社会状況を踏まえた検討.....	26
(2) 昭和40年改正法制定後の社会状況を踏まえた検討.....	28
(3) 遺族である配偶者が被災者の死亡後に直面する変化の検討.....	34
(4) 結論.....	36
3 他の社会保障制度における救済等を考慮すべきではないこと.....	36
(1) 被告の主張.....	36
(2) 憲法14条1項の違憲性の判断において他の制度は関係ない.....	37
(3) 被告の主張は遺族補償年金の損害填補の機能が無視している.....	37
4 労災保険法16条の2は社会の流れに逆行する規定であること.....	38
(1) 諸外国における法制度の変化.....	38
(2) 遺族厚生年金に関して男女差の解消が必要という議論.....	38
5 労災保険法16条の2は女性労働者への差別でもあること.....	39
(1) ステレオタイプを固定化しそこに女性を縛り付けるものである.....	39
(2) 女性労働者が遺族に残せる補償を制限するものである.....	40

6	結語	41
第4	労災保険法16条の2第1項ただし書の条約等違反	42
1	被告の主張	42
2	被告の主張の誤り	43
3	裁判所は必ず国際人権条約を解釈・適用しなければならない	44
(1)	国際人権条約は国内的効力を当然に有する	44
(2)	裁判所が条約を適用・解釈することは憲法上の義務である	44
(3)	国内法上の要請は条約違反を正当化しない	45
4	裁判所は人権侵害に対する救済の砦として	
	憲法上の義務を果たすべきである	45
5	労災保険法16条の2が自由権規約26条に違反すること	45
(1)	はじめに ～自由権規約とは～	46
(2)	自由権規約2条1項は締結国に直ちに必要な措置をとる義務を課していること	46
(3)	自由権規約第26条に基づき労災保険法16条の2の適合性審査がされるべきこと	47
(4)	自由権規約第26条の判断基準	50
(5)	労災保険法16条の2第1項ただし書の自由権規約第26条違反	54
6	社会権規約9条の権利に関する同規約2条2項及び3条違反	57
(1)	社会権規約とは	57
(2)	社会権規約9条の具体的権利性	59
7	女子差別撤廃条約違反	63
(1)	被告の主張	63
(2)	労災保険法16条の2第1項ただし書が女子差別撤廃条約1条の「女子に対する差別」に該当すること	63
8	裁判所は自由権規約、社会権規約及び女性差別撤廃条約を適切に反映して、	

憲法の人権規定を解釈すべきこと	65
(1) はじめに	65
(2) 自由権規約・社会権規約・女性差別撤廃条約は、日本国憲法と対立しない から、憲法の人権規定の解釈を広げ豊富化するものとして用いる べきである	66
(3) 最高裁判所は人権条約を憲法の人権規定の解釈指針として 用いていること	68
(4) アメリカ連邦最高裁及び欧州人権裁判所における違憲判決	70
9 まとめ	74
(1) 条約適合性審査がされるべきこと	74
(2) 自由権規約及び社会権規約は憲法判断の解釈規定として用いられる べきであること	74

第1 労災保険法16条の2における区別について

1 被告の主張

被告は、被告準備書面(1)27頁において、労災保険法の遺族補償年金の受給資格要件の定めは、「男」と「女」の性差のみに基づき、一方の性別の者に対して権利を制限、侵害するような規定とはなっておらず、飽くまで「妻」と「妻以外の者」とを区別するものであると主張している。

2 労災保険法16条の2の規定内容

労災保険法16条の2は、以下の通り定めている。

労災保険法 第十六条の二

遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- 一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。
- 二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。
- 三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。
- 四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹に

については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

3 労災保険法 16 条の 2 において定められている要件の内容

労災保険法 16 条の 2 において定められている遺族補償年金を受け
ることができる要件を整理すると、以下の通りとなる。

	生計維持要件 (労災保険法 16 条の 2 本文)	年齢要件 (労災保険法 16 条の 2 ただし書)	障害要件 (年齢要件を満たさない 場合の要件) (労災保険法 16 条の 2 ただし書)
配偶者	全員	夫のみ	夫のみ
子	全員	全員	全員
父母	全員	全員	全員
孫	全員	全員	全員
祖父母	全員	全員	全員
兄弟姉妹	全員	全員	全員

4 配偶者という同等の立場を性別のみで区別しているという実態

(1) 「労働者の配偶者」という本来は同等の立場を区別している

最高裁判所平成 27 年（行ツ）第 375 号平成 29 年 3 月 21 日
第三小法廷判決集民 255 号 55 頁（以下「最高裁平成 29 年判決」
という。）は、「地方公務員災害補償法の定める遺族補償年金制度は、
憲法 25 条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有
する制度というべきところ、その受給の要件を定める地方公務員災

害補償法 3 2 条 1 項ただし書の規定は、妻以外の遺族について一定の年齢に達していることを受給の要件としている」と判示し、地方公務員災害補償法 3 2 条 1 項ただし書の規定は「妻」と「それ以外の遺族」で区別しているとしている。

しかし、労災保険法 1 6 条の 2 の条文構造を検討すると、労災保険法 1 6 条の 2 第 1 項本文は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものは、遺族補償年金を受けることができる遺族にあたるとしており、そのうえで、労災保険法 1 6 条の 2 第 1 項ただし書が、妻以外の者に年齢要件及び障害要件を課している。

つまり、労災保険法 1 6 条の 2 は、本来は本文によって「労働者の配偶者」、「労働者の子」、「労働者の父母」、「労働者の孫」、「労働者の祖父母」、及び、「労働者の兄弟姉妹」は遺族補償年金を受けることができる遺族にあたるにもかかわらず、同法 1 6 条の 2 第 1 項ただし書によって「労働者の配偶者」のうち、「妻以外の者」である「夫」にだけ年齢要件（労働者の被災当時、満 5 5 歳以上）または障害要件（一定の障害）を課しているのである。

なお、労災保険法上、「労働者の配偶者」と「労働者の父母」、「労働者の祖父母」は、労災保険法 1 6 条の 2 第 1 項 1 号を除けば、遺族年金や遺族補償一時金との関係で異なる取扱いの対象となっており、とりわけ、「労働者の配偶者」は遺族補償年金の支給において最も優先順位の高い遺族である（労災保険法 1 6 条の 2 第 3 項）（甲 1 1 ・ 4 ～ 5 頁）。

このように、労災保険法 1 6 条の 2 第 1 項ただし書は、「妻」と「それ以外の遺族」で区別しているものではなく、「労働者の配偶者」、「労働者の子」、「労働者の父母」、「労働者の孫」、「労働者の祖父母」

及び「労働者の兄弟姉妹」という立場で分類したうえで、本来は同等の立場である「労働者の配偶者」について、「妻」か、「妻以外の者」である「夫」か、という区別を行っているのである。

(2) 「妻」か「夫」かという区別は性別のみによるものである

「妻」か「夫」かという区別は、性別のみによるものである。これは争いようがない。

「労働者の配偶者」について、生物学的に女性であれば「妻」となり、生物学的に男性であれば「夫」となる。

被告は、被告準備書面(1)28頁において、妻と夫について、単に性別によって区別しているものではなく、妻と夫の間の自活能力の差異という社会的実態に鑑み、妻についてより手厚く保護してその生活の安定や福祉の向上を図ったものである旨を主張しているが、「自活能力の差異」を、妻（女性）か夫（男性）かという性別のみで判断しているのであるから、性別による区別に他ならない。

(3) 小括

以上より、労災保険法16条の2第1項本文及びただし書は、「労働者の配偶者」、「労働者の子」、「労働者の父母」、「労働者の孫」、「労働者の祖父母」及び「労働者の兄弟姉妹」という立場で遺族を分類したうえで、本来は同等の立場である「労働者の配偶者」について、「妻」か「夫」か、という性別のみで区別しているのである。

5 社会保障審議会年金部会における議論の内容

(1) 第1回社会保障審議会年金部会における議論

2022（令和4）年10月25日に開催された第1回社会保障審議会年金部会において、以下の発言がなされている（甲12。下線は原告代理人による。）。

是枝委員「年金制度には、保障内容が男女で異なっている制度が幾つか残っております。所得を得ることが難しい状況となった人に手厚い保障を行うという考え方自体は正しいことと思いますが、それを今もなお男女で判断するのがよいのか、再検討が必要な時期に来ていると思っております。また、制度が男女の賃金差を固定化してしまう面もございますので、男女の賃金差の解消を促すように制度を改正するという視点も持つべきではないかと思っております。」

百瀬委員「遺族年金に関しては、既に何人かの委員の方がおっしゃいましたように、男女差の解消が論点になってくるかと思えます。その際に、遺族年金の男女差については、男性が遺族年金を受給しにくいという側面がかなりクローズアップされるのですが、海外の動向などを見ると、むしろ女性の保険料拠出が遺族年金に反映されにくいという点が男女差解消の根拠の一つになっています。そういった視点もぜひ入れていただきたいと思っています。」

(2) 第2回社会保障審議会年金部会における議論

2023（令和5）年3月28日に開催された第2回社会保障審議会年金部会においても、以下の発言がなされている（甲13。下線は原告代理人による。）。

原委員「平成27年1月にまとめられた議論の整理の中で、これからの社会の姿として、男女ともに就労することが一般化していくことが

想定されるとあって、続けて、そうした中で、遺族年金についても、社会の変化に合わせて制度を見直していくことが必要である、とありました。そういったことも考慮して、今10年、20年後ぐらいの将来像を前提に検討していくことが大事なのではないかと思います。例えば例を挙げれば、男女の要件と言われますが、要件の違いなどがありますので、そういったものが今のままでいいのかというのがあります。」

嵩委員「遺族年金の見直しになります。

先ほども御指摘がありましたが、まずは遺族厚生年金の受給要件において、男女差がありますので、その解消に取り組む必要があると考えています。

これは、今回の資料にもありましたが、女性の就労が進展している状況とともに、男女ともに、特に配偶者が亡くなったときの生活のインパクトは、女性に限らず、男性もあると思われます。男性と女性でのニーズは、どんどん違いがなくなっているのかなと思いますので、男女差を解消していくための検討が必要かと思っております。」

(3) 第3回社会保障審議会年金部会における議論

2023（令和5）年5月8日に開催された第3回社会保障審議会年金部会においても、以下の発言がなされている（甲14。下線は原告代理人による。）。

年金課長「9ページ、今度は家族と年金制度の関わりということで、遺族年金については多くの御意見をいただいたので分量も多くな

っております。前回の年金部会ではそれほど深く取り上げていないこともありまして、一度時間をかけて基本的考え等の整理等の整理から行っていくべきではないか。時間軸の視点を持って実現してほしいという意見をいただいております。真ん中あたりは、遺族厚生年金の受給要件であるいわゆる男女差についてのご意見をいただいております。」

原委員「子のいない現役期の人でも中高齢の遺族配偶者については、その後の就業の難しさはある程度残ってしまうのではないかと思います。そこで、現在の遺族厚生年金の無期給付が、実質妻が30歳以上、夫が55歳以上で支給は60歳からとなっていますけれども、これを中高齢期の一定年齢以上に対する無期給付として検討してもよいのではないかと思います。段階的に時間をかけて男女差を解消していく方向で、最終的に何歳以上にするのかも含めて、無期給付自体をどうするのか、一定年齢以上の中高齢期のところに残していくのかも含めて検討していく必要があると思います。」

(4) 厚生労働省年金局作成の資料における記載

2024（令和6）年7月30日に開催された第17回社会保障審議会年金部会において配付された資料の中にも、以下の記載がある（乙32）。

「制度上の男女差が存在している。」（乙32・2頁）。

「遺族厚生年金には、残された配偶者の受給要件における男女の違いがある」（乙32・17頁）。

(5) 小括

(3)で列挙した内容は、社会保障審議会年金部会における議論の一部にすぎない。しかし、その一部の議論からだけでも、社会保障審議会年金部会の委員のみならず年金課長すらも、遺族厚生年金ではあるものの、遺族が受給する年金に関して妻と夫で要件が異なるという点について、「男女差」、つまり、性別による区別であると明確に認めているのである。

さらに、国の行政機関である厚生労働省も、遺族厚生年金ではあるものの、残された配偶者の受給要件における男女差、つまり、性別による区別であると明確に認めているのである。

6 結論

労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は、妻も夫も同じく「労働者の配偶者」であるにもかかわらず、性別のみを理由に、夫（男性）を区別するものである（以下「本件区別」という。）。

第 2 労災保険法 16 条の 2 に関する違憲審査について

1 違憲審査の対象

(1) 被告の主張

被告は、被告準備書面(1) 30 頁において、昭和 40 年改正法において労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書が妻について本件年齢要件を設けなかった本件区別が、受給権者の範囲、支給要件等について合理的理由のない不当な差別的取扱いをしたものとは認められないと主張している。

(2) 夫にのみ年齢要件を設けるただし書こそ違憲審査の対象である

しかし、そもそも、原告は、労災保険法16条の2第1項ただし書が妻について年齢要件を設けなかったという点が違憲であるという主張は一切していない。

原告は、男性であり、被災者の夫であり、労災保険法16条の2第1項ただし書を根拠に遺族補償年金の支給を受けられなかった者である。

そして、前述した通り、労災保険法16条の2は、本来は本文によって「労働者の配偶者」は遺族補償年金を受けることができる遺族にあたるにもかかわらず、ただし書によって「労働者の配偶者」のうち「妻以外の者」である「夫」にだけ年齢要件（労働者の被災当時、満55歳以上）及び障害要件（一定の障害）を課しているのである。

そのため、原告は、労災保険法16条の2第1項ただし書が夫についてのみ一定の要件を課しているという点が違憲であると主張しているのである。

(3) 小括

以上より、被告の上記主張は、論点のすり替えであるとともに、労災保険法16条の2の条文構造の理解を誤っている。

本訴訟においては、同じ「労働者の配偶者」のうち夫についてのみ、遺族補償年金の受給を制限する要件を課している労災保険法16条の2第1項ただし書の違憲性について、正面から判断がなされるべきである。

2 本件区別に関する違憲審査基準

(1) 性別による差別的取扱いに関する違憲審査基準

ア 憲法 14 条 1 項後段の定め

訴状 12 ないし 13 頁で述べた通り、憲法 14 条 1 項後段は、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としているが、前段の平等原則を例示的に説明したものにとどまるものではなく、後段に列挙された事由による差別は、個人尊厳の原理に著しく反するものであることから、原則として不合理なものであると解すべきである。

性別という憲法の定める個人の尊厳原理と直結する憲法 14 条 1 項後段に列挙されている事由によるものであるということ、性別は生来のものであるということ、憲法が両性の本質的平等を希求していること、これらの点を考慮すると、性別による差別の適否については、①立法目的がやむにやまれぬ必要不可欠なものであること、②その目的との関係で規制手段（具体的な取扱い上の違い）が必要最小限なものであること、これらの点が審査されるべきである。

イ 労災保険法 16 条の 2 は性別のみを理由とする区別である

前述した通り、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は、妻も夫も同じく配偶者であるにもかかわらず、性別のみを理由に、夫（男性）を区別するものである。

ウ 小括

以上より、本件区別は性別のみで差異を生じさせるものであることから、その適否については、①立法目的がやむにやまれぬ必要不可欠なものであること、②その目的との関係で規制手段（具体的な取扱い上の違い）が必要最小限なものであること、これら

の点が認められない場合は、憲法 14 条 1 項に反すると解すべきである。

(2) 損害賠償的性格も有する遺族補償年金制度の違憲審査基準

ア 被告の主張

被告は、被告準備書面(1) 20 ないし 21 頁において、憲法 25 条の規定の趣旨に応じて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広範な裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるというべきであると主張している。

イ 遺族補償年金制度は損害賠償的性格も有している

しかしながら、遺族補償年金は、損害賠償的性格も相当程度有しているのであって、その社会保障的性格を過度に強調するのは失当である。

すなわち、フォーカスシステムズ事件最高裁大法廷判決（最大判平成 27 年 3 月 4 日最高裁判所民事判例集 69 卷 2 号 178 頁。以下「フォーカスシステムズ事件最高裁判決」という。）は、以下の通り判示している（下線は原告代理人による）。

「労災保険法に基づく保険給付は、その制度の趣旨目的に従い、特定の損害について必要額を填補するために支給されるものであり、遺族補償年金は、労働者の死亡による遺族の被扶養利益の喪失を填補することを目的とするものであって（労災保険法 1 条、16 条の 2 から 16 条の 4 まで）、その填補の対象とする損害は、被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と同性質

であり、かつ、相互補完性があるものと解される。」

「上述した損害の算定の在り方と上記のような遺族補償年金の給付の意義等に照らせば、不法行為により死亡した被害者の相続人が遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定することにより、上記相続人が喪失した被扶養利益が填補されたこととなる場合には、その限度で、被害者の逸失利益等の消極損害は現実にはないものと評価できる。

以上によれば、被害者が不法行為によって死亡した場合において、その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受け、又は支給を受けることが確定したときは、制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情のない限り、その填補の対象となる損害は不法行為の時に填補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが公平の見地からみて相当であるというべきである（前掲最高裁平成22年9月13日第一小法廷判決等参照）。」

以上の通り、フォーカスシステムズ事件最高裁判決は、労災保険法に基づく保険給付（遺族補償年金もこれに含む）は特定の「損害を補填するために支給」されるものであり、「遺族補償年金が填補する損害」は被害者の死亡による逸失利益等の消極損害と「同性質かつ相互補完性」を有するとしている。

さらに、フォーカスシステムズ事件最高裁判決は、遺族補償年金の支給を受けたときには、被害者の逸失利益等の消極損害は現実にはないものと評価できるのであって、特段の事情がない限り、遺族補償年金の支給によって逸失利益等の消極損害の元本が填

補されたものと評価すべきとしているのである。

つまり、遺族補償年金の填補する損害は、不法行為に基づく損害賠償請求権（のうちの消極損害）と「同性質」なのであって、遺族補償年金の支給は、消極損害の支払いと法的には同視されているのである。

このように、労災保険の保険給付たる遺族補償年金については、損害賠償的性格を極めて強く有しているということは明らかである。

ウ 小括

以上より、労災保険法における遺族補償年金制度は、社会保障の性格のみを有するものではないことから、純然たる社会保障制度とは一線を画する。

よって、被告が主張するように、憲法25条の規定の趣旨に応じて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定が立法府の広範な裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるとはいえない。

(3) 立法府の裁量の限界

繰り返しになるが、労災保険法における遺族補償年金制度は、純然たる社会保障制度とは一線を画するものである。そのため、立法府の広範な裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるとはいえない。

そのうえで、仮に労災保険法における遺族補償年金制度が、損害賠償的性格とあわせて社会保障的性格も有するものであり、立法府

の合理的な裁量に一定程度委ねられているとしても、憲法 14 条 1 項に反する合理的な理由のない差別を行う立法裁量などというものは認められない。立法府に与えられる裁量にも当然、限界はある。

よって、立法府の裁量を考慮しても、特定の区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別にあたるとして、憲法 14 条 1 項に違反するものと解すべきである。

(4) 本件区別に関する違憲審査基準

本件区別は性別のみで差異を生じさせるものであるうえ、労災保険法における遺族補償年金制度は損害賠償的性格を有し、純然たる社会保障制度ではなく、仮に社会保障的性格をあわせて有しているとしても立法府の裁量に限界はある。

以上を踏まえると、本件区別の適否については、①立法目的がやむにやまれぬ必要不可欠なものであること、②その目的との関係で規制手段（具体的な取扱い上の違い）が必要最小限なものであること、これらの点が認められない場合は憲法 14 条 1 項に反する、という違憲審査基準をもって判断すべきである。

3 最高裁平成 29 年判決の再考の必要性

(1) 被告の主張

被告は、被告準備書面(1) 25 ないし 26 頁において、地公災法の遺族補償年金と同様に憲法 25 条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有する労災保険法の遺族補償年金の受給要件を定める労災保険法 16 条の 2 第 1 項 1 号、昭和 40 年改正法附則 43 条 1 項及び同条 3 項のうち、死亡した労働者の夫について、当該

労働者の死亡の当時一定の年齢に達していることを遺族補償年金の受給要件としている部分の憲法 14 条 1 項適合性を審査判断するに当たっても、最高裁平成 29 年判決と同様に、最高裁昭和 57 年判決の趣旨に沿って憲法 14 条 1 項適合性に係る審査判断が行われるべきであると主張している。

(2) 最高裁昭和 57 年判決の引用は再考する必要がある

最高裁平成 29 年判決は、判断にあたり、二つの最高裁判例（最大判昭和 39 年 5 月 27 日民集 18 卷 4 号 676 頁〔以下、「最高裁昭和 39 年判決」という。〕、最大判昭和 57 年 7 月 7 日民集 36 卷 7 号 1235 頁〔いわゆる「堀木訴訟最判」。以下、「最高裁昭和 57 年判決」という。〕）を参照し、地方公務員災害補償法 32 条 1 項ただし書の規定は「合理的な理由を欠くものということとはできない」と判断した。このうち、最高裁昭和 39 年判決は、年齢による異なる取扱いをする行政処分につき事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱であれば憲法 14 条に反しないと論じた判決であるのに対し、最高裁昭和 57 年判決は、憲法 25 条の規定の趣旨に応えた立法措置は立法府の広い裁量に委ねられているとの判示に続き、憲法 14 条との関係も別途問題となるものの、「なんら合理的理由のない不当な差別的取扱」をするような法の規定のみが憲法 14 条違反となりうる、との立場に立ったと読める判決であった（甲 11・5 頁）。

このように趣旨の異なる判例を二つ引用しつつ、正面から違憲審査基準を示すことなく事案についての判断を行った最高裁平成 29 年判決の趣旨は必ずしも明らかではないが、最高裁平成 29 年判決の第一審判決（大阪地判平成 25 年 11 月 25 日判時 2216 号 1

22頁)が最高裁昭和57年判決を引用せずに、事柄の性質に応じた合理的な根拠の有無という、最高裁昭和57年判決に比して明らかに厳格な審査基準を用いて注目を集めたところ、最高裁平成29年判決が改めて同判決を引用して判断を行ったことを踏まえれば、最高裁は、社会保障立法の一つである労災保険法について、最高裁昭和57年判決に準じて広い立法裁量を認める立場を採用したと理解することが自然とも思われる(甲11・5～6頁)。

もっとも、最高裁平成29年判決の事案及び本件のような事案においては、最高裁昭和57年判決の判断枠組みを用いるべきではない。

最高裁昭和57年判決は、ある社会保障給付(障害福祉年金)の受給者に別の社会保障給付との併給を認めるべきか否かという、いわゆる併給調整の場面が問題となった事案に関する判断であり、複数の趣旨の異なる社会保障制度を全体としていかに設計し調整しつつ憲法25条を実現していくかという社会保障立法政策としての視点が妥当と考えられる事案であったといえる(甲11・6頁)。

また、最高裁昭和57年判決は、憲法25条についての広い立法裁量にかかる議論を論旨の中心におきつつ、憲法14条との関係については、あくまで補足的に、また特別な理由付けもなく、著しく広い立法裁量を認めたものでもあった。

これに対して、本件で問題となっている年齢要件については、前述した通り、「労働者の配偶者」のうち男性にのみ労災保険における遺族補償年金の受給権を否定するという意味をもつ規定であると考えられるべきである。こうした理解を前提とすれば、特定の社会保障受給権の発生の如何について、かつ、「性別」という、歴史的に差別との関係が重要な問題となり、個人の意思や努力によっては変えるこ

とのできない、また個人の尊厳にも直結しうる基準を用いて、直接に異なる取扱いをする制度であるといえる。

こうした制度について、憲法 25 条の趣旨に応えた立法であるという理由のみから、最高裁昭和 57 年判決が認めたような著しく広い立法裁量を認めることは、社会保障受給権の付与という私人にとってきわめて重要な局面において、年齢・性別・人種等によって直接に異なる取扱いを行うことについて司法審査がほとんど行われないことにつながり、社会保障立法について憲法 25 条との関係で立法裁量を広く認める必要性を肯定する前提に立ったとしても、なお問題が大きいといわざるをえない¹（甲 11・6～7 頁）。

また、社会保障立法における男女の異なる取扱いは、直接には女性に有利な取扱いを認めるものであるものの、そうした取扱いを通じて性にかかるステレオタイプを固定化・一般化し、男女をそれぞれの生物学的性別に結びつけられた役割・地位に閉じ込めることにより、憲法 14 条 1 項、さらには憲法 13 条が求める個人の尊厳の理念と緊張関係に立つものがある。こうした制度についても、憲法 25 条とは異なる観点から、憲法 14 条 1 項との関係を慎重に検討する必要がある。

憲法 25 条の要請に応えた立法が既存の性に基づくステレオタイプを一般化・固定化する効果をもつケースでは、憲法 25 条が立法者に与えた裁量の範囲内の立法であるか否かとは別に、性別に基づく異なる取扱いとして憲法 14 条との関係で問題がないか、時代の

¹ 本件のように自らの意思や努力によっては変えることのできない事柄をもって区別する立法について、憲法 14 条 1 項との関係で慎重な司法審査が必要であると指摘する判例として、国籍法違憲判決（最大判平成 20 年 6 月 4 日民集 62 巻 6 号 1367 頁）がある。

変化と共に慎重な検討がおこなわれるべきと考えられる。

ジェンダー平等の実現に向けた立法が社会法を含む様々な法分野において強く押し進められる中、高度経済成長期に行われた立法が、今日においてもなお合理性を有するものか、慎重な司法審査がおこなわれて然るべきである。

(3) 小括

以上より、本件のような事案について、最高裁昭和 57 年判決を引用することについては再考の必要があり、最高裁平成 29 年判決及び本件のような事案については、憲法 25 条を具体化する社会保障立法であっても、事柄の性質に即応した合理的な違いとなっているかという観点から、より丁寧な審査を行うことが必要である（甲 11・8 頁）。

4 結語

本訴訟においては、同じ「労働者の配偶者」のうち夫（男性）についてのみ年齢要件を課している労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書の違憲性について正面から判断がなされるべきであるところ、本件区別は性別のみで差異を生じさせるものであること、労災保険法における遺族補償年金制度は損害賠償的性格を有するものであり最高裁もそのように認定していること、また、最高裁昭和 57 年判決の引用については再考が必要であること、これらの点を踏まえると、その違憲審査基準は、①立法目的がやむにやまれぬ必要不可欠なものであること、②その目的との関係で規制手段（具体的な取扱い上の違い）が必要最小限なものであること、という厳格な基準を用いるべきである。

第3 労災保険法16条の2第1項ただし書に基づく本件区別の違憲性

1 立法目的はやむにやまれぬ必要不可欠なものではないこと

(1) 被告の主張

被告は、被告準備書面(1)29頁において、一定の障害のない18歳から60歳未満の者（妻を除く）については、一般に独力で生計を維持することが可能と考えられることから、遺族補償を年金として支給するのにふさわしい者ではないとして、男女の別なく一律に受給資格者から除外することとしたが、妻については、一般的に就労が困難であることが多く、男女間の賃金格差も大きいといった事情も認められるなど、社会的実態として、その年齢にかかわらず、労働者である夫の収入により生計を維持しており、夫の死亡により、妻が独力で生計を維持することが困難となる場合が多いと考えられたことから、遺族補償年金の受給につき、年齢による制限を設けず、例外的にこれを手厚く保護することとし、その生活の安定や福祉の向上を図ることを目的としたものであると主張している。

(2) 「労働者の配偶者」を細分化することまで必要とはいえない

ア 損害填補の必要性において配偶者に性別による差異はない

まず、被告の上記主張は、労災保険における遺族補償年金制度の損害填補の機能を全く考慮していないものである。

民法は、親族間の扶養義務を性別によって区別しておらず、労働者の死亡時に、被扶養利益の喪失は配偶者の性別によらず等しく発生している（例えば、子に対する親の扶養義務は未成年の場合〔生活保持義務〕と成年の場合〔生活扶助義務〕で異なるのに対して、夫婦間においては年齢を問わず生活保持義務が課されている）（甲11・10頁）。

夫（男性）についてのみ遺族補償年金の受給に年齢要件を課すことは、被扶養利益の喪失を填補・賠償するという最高裁も認めた制度趣旨（前掲フォーカスシステムズ事件最高裁判決参照）と相容れず、この点を十分に議論することなく、妻についてより手厚く保護してその生活の安定や福祉の向上を図るという観点のみから「労働者の配偶者」のさらなる区別を正当化できるものではない。

イ 配偶者の死亡による生活水準の急変に性別による差異はない

また、被告の上記主張は、遺族補償年金制度の実際の運用とも相容れないものである。

労災保険法における遺族補償年金に関する生計維持要件は、緩やかに解釈されており、もっぱらまたは主として被災者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく被災者の収入によって生計の一部を維持していた、いわゆる「共稼ぎ」の場合もこれに含まれるものとされている。現実には、遺族補償年金の申請にあたって遺族の所得が審査されることは基本的にない。

このように、労災保険法における遺族補償年金制度は、遺族の所得水準を問わず年金を支給するものであり、上記運用実態を考慮すれば、同制度が応えようとする所得保障のニーズは、家族の死亡による生活水準の急変に対応するというニーズのようなものであると考えざるをえない（甲11・10～11頁）。

そして、労働者である妻が死亡し、その遺族である夫の遺族補償年金の受給資格の有無が問題になるという場面では、妻は勤務先からの収入を得ていたということになることから、当然、家族の死亡による生活水準の急変というものは必ず生じるのである。

そうであるとすれば、配偶者の死後に遺族に永続的な所得保障

のニーズが生じているのか、あるいはその生活に現実に困難が生じているかといったところまで審査されない労災保険法における遺族補償年金制度に関して、ともに家庭を維持している「配偶者」のうち、夫（男性）にのみ年齢要件を課し、配偶者の死亡による生活水準の急変という困難に現に直面しうる夫（男性）に対して遺族補償年金を支給しないという「労働者の配偶者」のさらなる区別を正当化できる理由はない。

(3) 結論

労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書については、「労働者の配偶者」をさらに性別のみで「夫」と「妻」に細分化する必要性は存在しないことから、立法目的がやむにやまれぬ必要不可欠なものとはいえず、その一事をもってしても同法 16 条の 2 第 1 項ただし書は違憲・無効である。

2 立法目的との関係で規制手段が必要最小限のものではないこと

(1) 昭和 40 年改正法制定当時の社会状況を踏まえた検討

ア 被告の主張

被告は、被告準備書面(1) 30 ないし 31 頁において、昭和 40 年当時、女性の労働人口割合が男性よりも約 30 パーセントも低く、その上就労しても賃金額に大きな格差があったことに照らすと、労働者の収入によって生計を維持していた妻について、その年齢にかかわらず、夫の死亡により独力で生計を維持することが困難になることが多いと考え、年齢要件を設けずに遺族補償給付年金を支給することとしたことに合理性があったことは明らかであると主張している。

イ そもそも被告は違憲審査の対象を誤っている

もっとも、前述した通り、本件において検討されるべきであるのは、労災保険法16条の2第1項ただし書が夫（男性）についてのみ年齢要件を課していることに合理性があるか否かである。妻について年齢要件を設けずに遺族補償給付年金を支給することとしたことに合理性があったか否かではない。

ウ 立法目的との関係で必要最小限の規制手段とは到底いえない

仮に、遺族補償年金の支給を受けられる対象をある程度限定するという限りで立法目的が必要不可欠なものであると解することができるとしても、遺族補償年金の受給資格である「配偶者」について、性別のみによって差異を設けている本件区別は、昭和40年改正法制定当時でも、立法目的との関係で規制手段が必要最小限のものとはいえない。

性別による区別以外にも、本人の所得や障害の有無等、さまざまな基準がありうる（甲11・12頁）。

また、年齢要件が夫（男性）に及ぼす経済的帰結、つまり遺族補償年金の不支給は、著しく大きい（甲11・12～13頁）。

そして、何より、本件区別は、男性・女性をそれぞれの生物学的性別に結びつけられた役割・地位に閉じ込めることで、その役割・地位から逸脱した生き方を選ぼうとする男性・女性の双方に不利益をもたらさうるものである（甲11・12頁）。

エ 小括

以上より、昭和40年改正法制定当時においても、労災保険法16条の2第1項ただし書が夫についてのみ年齢要件を課した本件区別は、立法目的との関係で規制手段が必要最小限とは到底いえない。

(2) 昭和40年改正法制定後の社会状況を踏まえた検討

ア 被告の主張

被告は、被告準備書面(1)31ないし41頁において、共働き世帯が増加してきた状況や共働き世帯から妻の死亡により父子世帯となった場合の経済的な影響について原告が種々指摘する点（訴状15ないし18頁）を踏まえたとしても、不支給処分当時において合理性が失われているとはいえないと主張している。

イ 女性の置かれている社会状況等は変化している

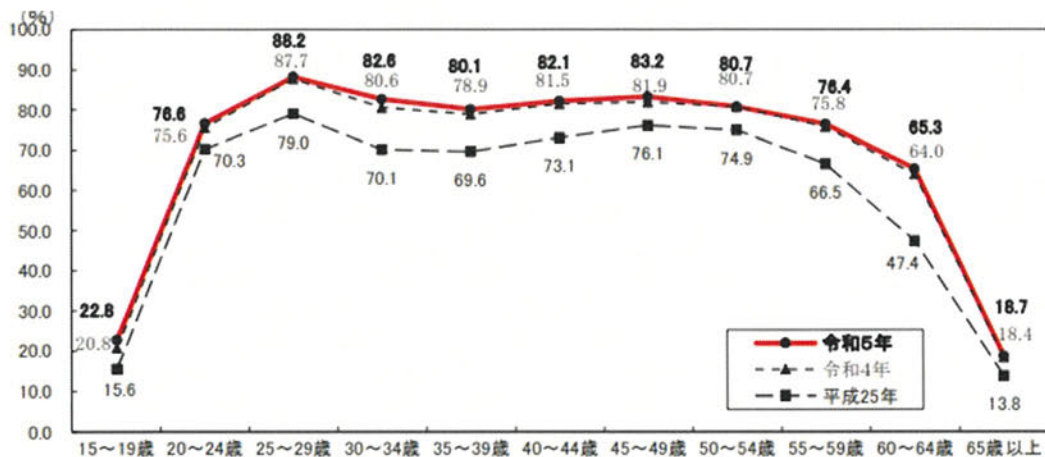
(7) 労働力人口及び労働力人口比率について

被告は、被告準備書面(1)33頁において、労働力人口比率についてみると、平成22年当時、男女間には約22ポイントの開きがあったところ（男性が84.8パーセント、女性が63.1パーセント。乙12・2及び3ページ）、令和5年までに約12ポイント（男性が86.8パーセント、女性が75.2パーセント。乙13・6枚目）に縮まってはいるが、いまだ10ポイントを超える開きがあり、軽視できる差異とはいえず、女性の労働力人口比率は、不支給処分当時においても、男性より相当低いといえると主張している。

しかし、令和5年の労働力人口を見ると、女性が28万人増加し、他方で、男性が4万人減少しており、労働力人口総数に占める女性の割合は45.1%と、ほぼ半数を占めている（甲15・2頁）。

また、令和5年の女性の年齢階級別労働力率は、「15～19歳」及び「65歳以上」以外の女性の年齢階級で過去最高を記録しており、10年前の平成25年と比較すると、全ての年齢階級

で上昇している。特に、「25～29歳」では88.2%、「30～34歳」では82.6%、「35～39歳」では80.1%、「40～44歳」では82.1%、「45～49歳」では83.2%、「50～54歳」では80.7%と、軒並み80%を超えてきているのである（甲15、甲16・3頁）。



資料出所：総務省「労働力調査」

そして、40歳から59歳までの中高齢期における就業率は、2040年（推計）においていずれの世代も80%台後半と見込まれており、2023年における男性の就業率と遜色ない状況であるといわれている（乙32・4頁）。

このように、女性の労働力人口比率が不支給処分当時においても男性より相当低いとは到底いえない。

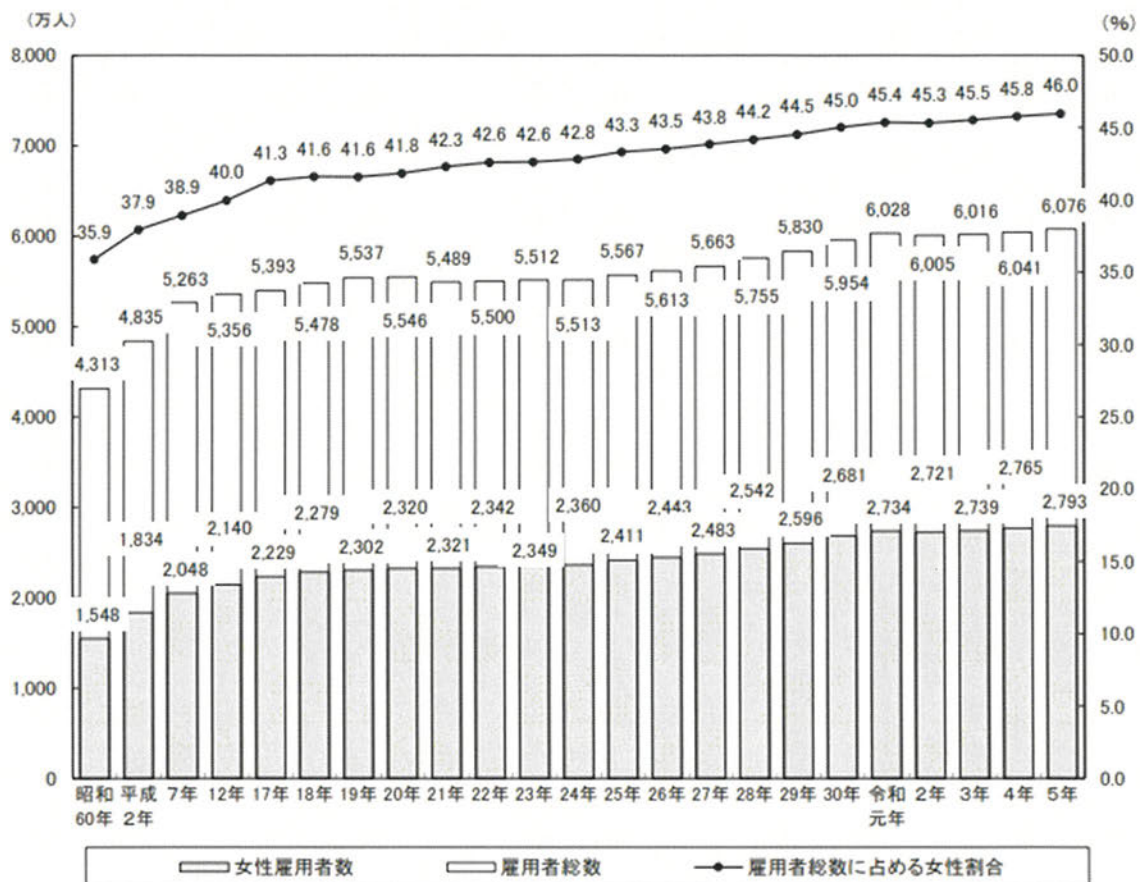
なお、被告は、被告準備書面(1)33頁において、配偶者関係別に女性の労働力人口比率を見ると、有配偶者に占める労働力人口の割合につき、平成22年が49.2パーセント（乙12・3ページ）、令和5年が57.9パーセント（乙14・2枚目）と、幾分かは増加しているとはいえ、いまだ6割に満たないものである

と主張している。しかし、「４５～４９歳」の有配偶者の女性の労働力率は８１．０％にのぼっており、また、前年と比較して、「５５～５９歳」を除く年齢階級において労働力率は上昇している（甲１６・４頁）。１０年前の平成２５年と比較すると、全ての年齢階級で労働力率は上昇しており、上昇幅が最も大きい「２０～２４歳」では実に３４．３ポイントも上昇しているのである（甲１６・４頁）。

(イ) 雇用者数について

被告は、被告準備書面(1) 33ないし34頁において、男女の雇用者数を雇用形態別にみると、平成２２年と令和５年のいずれの調査結果においても、女性は、雇用者数に占める非正規の職員・従業員の割合が過半数を占めており（平成２２年は５３．８パーセント（乙１２・１５ページ）、令和５年は５０．２パーセント（乙１５・２枚目））、男性がいずれの時点でも非正規の職員・従業員の割合が２割以下であること（平成２２年が１８．９パーセント（乙１２・１５ページ）、令和５年が１７．３パーセント（乙１５・２枚目））と比較すると、その割合は依然として男性の約３倍近くとなっていると主張している。

しかし、まず、総務省「労働力調査」によると、令和５年の雇用者数は、女性は２７９３万人と前年に比べ２８万人増加（前年比１．０％増）しているが、他方で、男性は３２８２万人と前年に比べ６万人の増加（同０．２％増）にとどまっている（甲１６・１１頁）。雇用者総数は６０７６万人であり、雇用者総数に占める女性の割合は４６．０％とほぼ半数に近く、昭和６０年から右肩上がりですばる上昇を続けている（甲１６・１１頁）。



資料出所：総務省「労働力調査」

「雇用者総数に占める女性割合」は、厚生労働省雇用環境・均等局作成。

そして、役員を除く雇用者数を雇用形態（勤め先での呼称による）別に見ると、令和5年の女性は、「正規の職員・従業員」が126.8万人（前年差1.8万人増、前年比1.4%増）となり、前年に比べ「正規の職員・従業員」は9年連続で増加している。他方、男性雇用者総数に占める割合（役員を除く。）は、「正規の職員・従業員」は前年差0.3ポイント低下し、「非正規の職員・従業員」は前年差0.3ポイント上昇している（甲16・16頁）。

このように、雇用者総数に占める「正規の職員・従業員」の割合は、男女間でその差が年々縮小されてきている。

(ウ) 賃金の男女差について

被告は、被告準備書面(1)34頁において、平成22年から令和5年までの間に、正社員・正職員及び正社員・正職員以外ともに、男女間の賃金格差が約5ポイント縮まっているものの、令和5年当時の女性の賃金額が依然として男性の8割未満にとどまっていることは軽視できるものではないと主張している。

しかし、令和5年の男女の賃金格差を見ると、40歳未満は概ね80%の範囲内であり、20～34歳では90%の範囲内にある(乙32・5頁)。

また、平成14年と令和5年で比較すると、改善度は比較的高く、特に40～54歳では10ポイント以上の大幅な改善が見られる(乙32・5頁)。

このように、賃金の男女差も年々縮小されてきているのが実態である。

なお、被告は、被告準備書面(1)35頁において、労働者全体における男女の平均的な賃金差も軽視できるものではないと主張している。しかし、労災保険における遺族補償年金が遺族に支給されるケースにおいて、被災者は、男女関係なく、圧倒的に正社員・正職員が多い。そのため、遺族補償年金制度の損害填補の機能や家族の死亡による生活水準の急変といった観点を考慮すると、最も重視すべきは男性の正社員・正職員と女性の正社員・正職員の賃金格差であるところ、正職員・正社員の男女間の賃金差は、所定内給与額で77.5となっている(甲16・29頁)。

(エ) 家事のみを行っている男女の割合について

被告は、被告準備書面(1)36ないし37頁において、家事のみを行っている男性、女性の割合について縷々主張している。

もっとも、前述した通り、労災保険における遺族補償年金に関する生計維持要件は、緩やかに解釈されており、もっぱらまたは主として被災者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく被災者の収入によって生計の一部を維持していた、いわゆる「共稼ぎ」の場合もこれに含まれるものとされている。つまり、もっぱら被災者の収入によって生計を維持していた場合だけが遺族補償年金の対象となるものではない。そのため、家事のみを行っている男女の割合を比較したとしても、本件区別の合理性とは関連性がない。

加えて、訴状15頁でも述べた通り、1990年代にはすでに共働き世帯が専業主婦世帯（男性雇用者と家事のみを行っている女性からなる世帯）を上回っており、2002（平成14）年以降、女性雇用者数が増加し、2010（平成22）年には、共働き世帯が1012万世帯であったのに対して専業主婦世帯は797万世帯に止まり（平成23年版男女共同参画白書。甲7）、そこからさらに10年以上が経過した2022（令和4）年には、共働き世帯は1191万世帯まで増加しているのである（令和5年版男女共同参画白書。甲8）。

ウ 小括

以上より、女性の労働力人口比率が不支給処分がなされた2023（令和5）年当時においても男性より相当低いとは到底いえず、雇用者総数に占める「正規の職員・従業員」の割合や賃金格差は男女間で縮小されてきているのが実態であることから、今日では、男女ともに家庭の生計維持に寄与する共働き世帯が一般的な家庭モデルになっているというべきである。

何より、他でもない国の行政機関である厚生労働省が、「男性が

主たる生計維持者であることを前提とした社会経済状況から変化していると考えられる」と明確に述べているのである（乙 3 2・4 頁。下線は原告代理人による）。

よって、昭和 4 0 年改正法制定後の社会状況に鑑みれば、労災保険法 1 6 条の 2 第 1 項ただし書が夫についてのみ年齢要件を課した本件区別は、立法目的との関係で規制手段が必要最小限とは到底いえない。

(3) 遺族である配偶者が被災者の死亡後に直面する変化の検討

ア 被告の主張

被告は、被告準備書面(1) 3 7 ないし 3 9 頁において、就労収入の面において、母子世帯が父子世帯に比して、相当不利な状況に置かれていることについて、平成 2 3 年の調査結果と令和 3 年の調査結果との間に有意な変化はみられないと主張している。

イ 男女ともに家族の死亡による生活水準の急変は生じうる

しかし、前述した通り、労災保険法における遺族補償年金制度は、遺族の所得水準を問わず年金を支給するものであり、上記運用実態を考慮すれば、同制度が応えようとする所得保障のニーズは、家族の死亡による生活水準の急変に対応するというニーズのようなものであると考えられる（甲 1 1・1 1 頁）。

そうであるところ、訴状 1 6 ないし 1 7 頁で詳述した通り、妻の死亡により家庭責任が増大した結果、遺族である夫が、従前と同程度の収入を得ることが難しくなる場合が想定される。日本における男女の賃金格差は、家庭責任（家事・育児等）が女性に集中していることに大きな要因があるが、それを翻って検討すると、妻の死亡により夫の家庭責任が増大した場合、遺族である夫が従

前と同程度の収入を得ることが難しくなる場合も十分ありうる
といえる。現に、2021（令和3）年の父子世帯の就業率は8
8.1%、父自身の平均年間就労収入は398万円であるところ、
一般世帯の平均給与所得（女性＝293万円、男性＝532万円）
よりも低い（令和3年度全国ひとり親世帯等調査。甲10）。父子
世帯の父自身の平均年間就労収入と一般世帯の男性労働者の平
均給与所得を比較すると、一般世帯の男性労働者を100とした
場合の父子世帯の父自身の平均年間就労収入は74.8となる。

本件においても、被災者の死亡後、ひとり親となった原告は残
業の少ない職場に転職せざるをえず、現在も、被災者の死亡前と
比較すると原告の給与は月額8万円下がっており、収入は減少し
たままである。そのような中、原告には、成人後も学費等で経済
的負担のかかる子どもがおり、遺族補償年金の不支給（子どもが
18歳を超えるまでは子どもに対して遺族補償年金が支給され
ていたものの、子どもが18歳になり支給されないこととなるた
め、世帯の観点から見れば実質的には遺族補償年金の支給が停止
されるのと同じ状況になる）が特に世帯の生活に大きなインパ
クトを及ぼしていた。大学進学率が6割を超える日本において、本
件の事案は決して例外的な事案とはいえない。

このように、遺族は、被災者の死亡後、配偶者である被災者の
死亡によって経済的な面も家庭責任の面も大きく変化するとと
もに、自身も従前と同程度の収入を得ることが困難になり、生活
水準の急変に直面するのである。この点に関して母子世帯も父子
世帯も同様であり、そうである以上、母子世帯と父子世帯の収入
を比較するのは無意味である。

ウ 現行の遺族厚生年金制度の状況も原告の主張と合致する

遺族基礎年金については、父子家庭も給付対象となっており、男女差は解消されている（乙 3 2 ・ 1 7 頁）。

また、遺族厚生年金についても、配偶者の受給要件における男女の違いがあるが、養育する子がいる場合には、子に遺族厚生年金が支給されるため、事実上、男女差は存在しない（乙 3 2 ・ 1 7 頁）。

このような現行の遺族厚生年金制度の状況は、子を養育していくひとり親の負担に男女差はないという実態をまさに示しているものである。

(4) 結論

労災保険法 1 6 条の 2 第 1 項ただし書については、昭和 4 0 年改正法制定当時の社会状況を考慮しても他にとりうる手段がありえたのであり、さらに、昭和 4 0 年改正法制定後の社会状況や、遺族である配偶者が被災者の死亡後に直面する変化を考慮すれば、立法目的との関係で規制手段が必要最小限のものとは到底いえない。

よって、立法目的と規制手段の関係からも、労災保険法 1 6 条の 2 第 1 項ただし書は、違憲・無効である。

3 他の社会保障制度における救済等を考慮すべきではないこと

(1) 被告の主張

被告は、被告準備書面(1) 4 1 ないし 4 2 頁において、労災保険法は、遺族補償年金の受給権者が存在しない場合であっても、これに代わるものとして遺族補償一時金を支給することとしているほか、遺族補償一時金の受給権者に対しても遺族特別支給金等を支給することとしているなど、遺族を手厚く保護する制度設計を採っており、

また、経済的に困窮する場合には生活保護等の他の社会保障制度により補助を受けることも可能であって、本件区別の合理性について判断するに当たっては、これらの制度の存在等についても考慮すべきであると主張している。

(2) 憲法 14 条 1 項の違憲性の判断において他の制度は関係ない

しかし、前述した通り、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は、特定の社会保障受給権の発生の如何について、かつ、「性別」という、歴史的に差別との関係が重要な問題となり、個人の意思や努力によっては変えることのできない、また個人の尊厳にも直結しうる基準を用いて、直接に異なる取扱いをする規定である。

こうした規定の違憲性を判断するにあたって、他の制度の存在等を考慮すべきではない。他の制度が存在するからといって、個人尊厳の原理に著しく反する差別が正当化されるものではないからである。

性別という憲法の定める個人の尊厳原理と直結する憲法 14 条 1 項後段に列挙されている事由を理由とする区別については、あくまで当該規定の目的及びその目的と規制手段との関連性のみをもってその違憲性を厳格に判断すべきである。

(3) 被告の主張は遺族補償年金の損害填補の機能を無視している

繰り返しになるが、労災保険における遺族補償年金制度は、被扶養利益の喪失を填補・賠償するという最高裁も認めた制度趣旨（前掲フォーカスシステムズ事件最高裁判決参照）を有するものである。

そうである以上、他の社会保障制度の存在や当該制度による補助の有無が、本件区別の合理性に大きく影響するものではない。

4 労災保険法 16 条の 2 は社会の流れに逆行する規定であること

(1) 諸外国における法制度の変化

訴状 19 ないし 20 頁で詳述した通り、海外においては、遺族補償における男女差の解消はすでに数十年前に実施されている（本書面 65 ないし 69 頁も参照）。

なお、被告は、被告準備書面(1)において、諸外国における法制度の変化について乙 28 号証に記載の限度で認めるのみで、諸外国において法制度がなされている中、なぜ日本のみで今なお労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書のような規定が存在するのか合理的な説明は何ら行っていない。

(2) 遺族厚生年金に関して男女差の解消が必要という議論

ア 被告の主張

被告は、被告準備書面(1) 42 ないし 43 頁において、社会保障審議会の年金部会においては、遺族厚生年金の受給要件における妻と妻以外の者との間の差異に係る規定についての議論が継続して行われており、年金部会における議論においても、社会経済状況の変化を踏まえて制度全体の見直しが議論されているのであって、当該差異に係る規定を削除すべきものとして議論が進められているわけではないと主張したうえで、社会保障審議会の年金部会における議論状況を列挙している。

イ 男女差の解消を求める意見が多数出ているのは事実である

社会保障審議会の年金部会において、以下の通り、男女差の解消を求める意見が多数出ていることは紛れもない事実である（乙 32・37～38 頁）。

「女性就業率の上昇や、夫婦共働き世帯の増大、家族の多様化を考えると、男女差の解消が大きなテーマになってくる。女性の就労率の高まりから、配偶者の死亡というリスクを捉え直し、稼働年齢層の遺族年金の位置づけを見直す必要。」

「日本の労働市場には、現時点で男女の格差が残っているが、諸外国で男女平等の理念に重きを置いて遺族年金の男女差を解消した際よりも既に格差は小さく、男女差を解消できる段階にある。」

「男女平等という理念からも、男女差の解消が求められる。特に、女性労働者の拠出した保険料が遺族年金に結びつきにくく、不利益に取り扱われているとも捉えられる。厚生年金に加入する女性が増えているので、こうした不利益の解消という観点からも、次の改正で男女差の解消が必要。」

「遺族厚生年金の男女差は、社会の変化に対応した公平な制度とは言い難く、早期に解消すべき。男性のみに設けられた年齢要件の撤廃に向けて、段階的に女性への支給の在り方に近づけることを検討すべき。」

「子がいる配偶者に対する遺族厚生年金の支給対象者について、現行制度では、遺族が妻であれば、妻に遺族厚生年金が支給される一方で、遺族が55歳未満の夫であれば、夫ではなく、子に遺族厚生年金が支給される。事実上、世帯単位で見れば、現行制度でも男女差はなくなっているが、子がない配偶者に対する遺族厚生年金を見直すのであれば、このような場合も、子ではなく夫に遺族厚生年金が支給されるようにすべき。」

5 労災保険法16条の2は女性労働者への差別でもあること

(1) ステレオタイプを固定化しそこに女性を縛り付けるものである

仮に、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書が、直接的な趣旨としては女性へのより手厚い遺族年金の保障を目指すものであっても、制度創設時の雇用市場や社会における女性の地位、当時の男女の社会及び家庭における役割分担にかかるステレオタイプを間接的に追認し、固定化するものとなっているという点を看過してはいけない（甲 11・11 頁）。

被告が被告準備書面(1) 29 頁で自ら述べている通り、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は、妻と夫の間の自活能力の差異という社会的実態に鑑みて創設された規定である。

しかし、このような規定が長期にわたり維持されることで、翻って、社会における性をめぐるステレオタイプを固定化し、妻（女性）と夫（男性）の間の自活能力の差異というものを所与の前提としてしまうものである。女性の雇用市場への参加が進み、共働き世帯が増加し、女性労働者の賃金水準が徐々に上昇する今日においてもなお、そうした制度を維持することは、まさに過去において支配的であった男女のステレオタイプを固定化し、より平等な社会に向けた社会の変化にブレーキをかける効果を有することにつながる。こうした意味において、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は、男性差別のみならず女性差別の観点からも、問題が大きいものといえる（甲 11・12 頁）。

一義的には夫（男性）を妻（女性）との関係で不利益な地位におく男性差別として問題であるが、男女の役割分担にかかるステレオタイプを包含するという面においては、男性・女性のいずれにも不利益を及ぼす双方向の性差別であると解すべきである。

(2) 女性労働者が遺族に残せる補償を制限するものである

厚生年金保険と異なり、労災保険の保険料は事業主が負担するものである。しかしながら、事業主が負担している労災保険の保険料は、各労働者の労働によって生み出された収益から支出されている。つまり、間接的には、各労働者が負担しているものといえる。

そして、前述した通り、労災保険の保険給付たる遺族補償年金については、損害賠償的性格を極めて強く有している。

それにもかかわらず、女性労働者が労災によって死亡した場合、夫が受給資格の要件（年齢要件または障害要件）を満たしていなければ、遺された夫は遺族補償一時金（１０００日分）しか受け取ることができないのである。現に、原告の息子（二男）は１７５４万８０００円を遺族補償一時金として受け取ったが、原告が妻（女性）であり、女性の平均寿命である８７歳まで生存すれば、その約３．５倍の遺族補償が受けられたはずなのである。

要するに、女性労働者は、男性労働者と同じように間接的に労災保険の保険料を負担してきたにもかかわらず、男性労働者が死亡した場合と比較して極めて少額の補償しか遺族に遺せないということになる。

この点についても、一義的には夫（男性）の方が妻（女性）よりも受け取れる補償が少ないという男性差別の問題ではあるが、女性労働者の死亡に対する補償や女性労働者のそれまでに事業主における貢献を軽視するという面においては、男性・女性のいずれにも不利益を及ぼす双方向の性差別であると解すべきである。

6 結語

第一に、労災保険法１６条の２第１項ただし書については、そもそも、立法目的がやむにやまれぬ必要不可欠なものとはいえず、その一

事をもってしても違憲・無効である。

第二に、仮に、遺族補償年金の支給を受けられる対象をある程度限定するという限りで立法目的が必要不可欠なものであると解したとしても、労災保険法16条の2第1項ただし書については、昭和40年改正法制定当時の社会状況を考慮しても他にとりうる手段がありえたのであり、さらに、昭和40年改正法制定後の社会状況や、遺族である配偶者が被災者の死亡後に直面する変化を考慮すれば、立法目的との関係で規制手段が必要最小限のものとは到底いえない。

以上より、労災保険法16条の2第1項ただし書の規定は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定める憲法14条1項に違反する不合理な差別的取扱いとして違憲・無効である。

第4 労災保険法16条の2第1項ただし書の条約等違反

1 被告の主張

被告は、労災保険法16条の2第1項ただし書が、日本が批准している人権条約上の差別禁止規定、すなわち自由権規約26条、社会権規約2条の2及び3条並びに女性差別撤廃条約1条に違反するか否かについて、

- (1) 自由権規約26条並びに社会権規約2条の2及び3条について
社会保障制度において受給権者の範囲や受給要件を定めるにあたっての広範な立法裁量を認め、本件区別は「妻」と「妻以外の者」の区別であること等から合理性を欠くものではなく憲法14条1項に違反しないとした上で、これら条約規定をただ転記しただけで条約自体の解釈を行わず（被告準備書面(1)49頁）、

- (2) 社会権規約 9 条が、締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、上記権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではない（被告準備書面(1) 48～49 頁）、
- (3) 女性差別撤廃条約 1 条について、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書が、男性と女性の性差のみに基づいて受給要件の区別を設けているものでなく、「妻」に「妻以外の者」よりも手厚い給付ないし利益を与える規定であるとして、条約規定をただ転記しただけで条約自体の解釈を行わず（被告準備書面(1) 50 頁）、
- (4) これらの条約規定は、憲法 25 条の趣旨を実現するための立法措置が設ける法的取扱いの区別についての憲法 14 条 1 項に係る違憲審査基準に係る主張を否定する趣旨ではない（被告準備書面(1) 49 頁）、
- ことから、違反しないと主張する。

2 被告の主張の誤り

しかし、被告の上記主張は、国際法への不見識も甚だしく、全くの誤りである。

上述した通り、労災保険法に基づく保険給付は、不法行為に基づく損害賠償請求権と「同性質」とするのが判例であり、損害賠償的性格を極めて強く有し、消極損害の支払と法的に同視されている。

そのうえで、労災保険法に基づく保険給付の社会保障的側面に着目したとしても、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書が、自由権規約 26 条、社会権規約 2 条の 2 及び 3 条並びに女性差別撤廃条約 1 条に

違反することを以下詳述する。

3 裁判所は必ず国際人権条約を解釈・適用しなければならない

(1) 国際人権条約は国内的効力を当然に有する

日本は、条約の「自動的受容」または「一般的受容」という体制を取り、国が批准した条約は公布のみにより国内的効力を有する（憲法 98 条 2 項の国際協調主義による）。

また、国内法の序列としては、憲法 98 条 2 項に基づき、条約は法律に優先するというのが政府見解・判例・通説である。

したがって、日本国が締結した国際条約は、条約のままで国内法として効力を有するのであり、条約は国内裁判所を拘束する。

そのため、裁判所は、法律が条約に違反しないように、法律を条約に適合するように解釈しなければならず（条約の間接適用）、法律が条約に違反抵触する限り、その法律が無効であることを宣言したり、処分の適用を退けなければならない（条約の直接適用）。

(2) 裁判所が条約を適用・解釈することは憲法上の義務である

「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」（憲法 76 条 3 項）とされる。ここでいう「憲法及び法律」は、形式的意味の憲法と法律だけではなく、国際条約も含まれると解されている。したがって、裁判官は、憲法 76 条 3 項に基づき、条約に拘束される。

そして、裁判官は、憲法 99 条の憲法尊重擁護義務として、憲法 98 条 2 項に基づき、国際条約を「誠実に遵守」しなければならない。国際法上、自由権規約、社会権規約や女性差別撤廃条約を含む条約に定められた権利を尊重し確保する義務は、いずれかの国家機

関が果たさなければならず、いずれの国家機関もそれを怠る場合には、国が条約上の義務に違反することになるからである。

(3) 国内法上の要請は条約違反を正当化しない

国内法と国際法の適合性を検討するに際し、国内法上の判例・解釈指針は条約違反を正当化しない。

これは、条約法に関するウィーン条約 27 条は、「当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない」と規定していることが理由である(甲 17:国際条約集)。

また、慣習国際法を反映する、国連国際法委員会による「国際違法行為に関する国家の責任に関する条文」3 条 が「国の行為が国際的に違法とされるか否かは、国際法によって規律される。このような違法性の確定は、同一の行為が国内法により合法とされることによって影響されない。」と規定していることから裏付けられる(甲 18:国際条約集)。

したがって、被告は、国内法の判例・法制・運用を理由として、国際条約に違反しないと主張することは許されず、全くの失当である。

4 裁判所は人権侵害に対する救済の砦として憲法上の義務を果たすべきである

裁判所は、自由権規約、社会権規約や女性差別撤廃条約を含む人権条約について充実した司法判断を行う憲法上の義務を負うから、これを果たし、人権侵害に対する救済の砦としての役割を果たすべきである。

5 労災保険法 16 条の 2 が自由権規約 26 条に違反すること

(1) はじめに ～自由権規約とは～

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(International Covenant on Civil and Political Rights)とは、人権保障を目的とした多数国間条約で、国際人権規約(International Covenants on Human Rights)の一つであり、自由権的な権利を規定していることから「自由権規約」と呼称される。日本では1979年6月21日批准され、同年9月21日発効した。

自由権規約を含む国際人権規約による人権保障の特長は、人権概念の普遍性に由来する、いかなる差別もない平等で無差別な人権の享有という原則(Principle of Equality and non-discrimination)に貫かれていることにある。

(2) 自由権規約2条1項は締結国に直ちに必要な措置をとる義務を課していること

ア 自由権規約2条1項の規定

(ア) 英語正文

Each State Party to the present Covenant undertakes to respect and to ensure to all individuals within its territory and subject to its jurisdiction the rights recognized in the present Covenant, without distinction of any kind, such as race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.

(イ) 日本語仮訳

この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、

宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。

イ 自由権規約 2 条 1 項の義務

締結国は、自由権規約 2 条 1 項に基づき、性に基づくいかなる差別もなしに、この規約において認められる権利を尊重し及び確保することが義務付けられており、差別のない権利享有・行使を保障しなければならない。

(3) 自由権規約第 2 6 条に基づき労災保険法 1 6 条の 2 の適合性審査がされるべきこと

ア 自由権規約 2 6 条について

自由権規約 2 6 条は以下の通り規定する。

(7) 英語正文

All persons are equal before the law and are entitled without any discrimination to the equal protection of the law. In this respect, the law shall prohibit any discrimination and guarantee to all persons equal and effective protection against discrimination on any ground such as race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.

(i) 日本語仮訳

すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法

律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

イ 自由権規約が社会保障の権利にも適用されること

(7) 自由権規約 26 条は全ての法律が無差別・平等であることを求める

規約人権委員会は 個人が第一選択議定書に基づき、規約上の権利が侵害されたとして通報した場合は、これに対する審査をした上、「見解 (view)」 を発表する。これは、自由権規約について唯一の機関の総意を表すものとして最高の権威を有し、締約国はこれを尊重すべき責務を負う。

自由権規約 26 条の適用範囲について、同規約委員会は、労災保険法 16 条の 2 のような社会保障法にも適用され、無差別平等取扱の法内容を求めるとの解釈を確立させている。

(i) 規約人権委員会の見解の確立

① ブルックス対オランダ事件(甲 19 : 国際人権規約先例集)

ブルックス対オランダ事件 (Broeks v. the Netherlands, 通報 No. 172 / 1984、1987 年 4 月 9 日) では、失業保険の支給要件という社会保障給付の権利について、性別で区別することが問題となったところ、自由権規約 26 条が適用された。

通報者である妻(女性)は、妻(女性)は生計維持者であるか又は夫と恒常的に別居していない限り失業手当を請求できないとする失業手当法によって失業保険の支給を打ち切られたため、夫(男性)には課されていない条件が妻(女

性)のみに課されていることは自由権規約26条に違反する性差別であると主張した。

当事国のオランダは、失業手当という社会保障の分野には適用されず、当該分野は社会権規約によってのみ規律されると主張したが、委員会はこの主張を退け、オランダの失業手当法における区別は性による不合理な差別であり26条に違反すると判断した。

② ゲイエ対フランス事件(甲20)

ゲイエ対フランス事件(Gueye et al. v. France, 通報No. 196/1985年、1989年4月3日)では、軍人恩給の額という社会保障給付の権利が、国籍により区別されていたことが問題になったところ、自由権規約26条が適用された。

規約人権委員会は、軍での服務に対する退役兵が受ける恩給額が、国籍によって区別されることは不合理な差別であり、自由権規約26条に違反するとの見解を示した。

このように、規約人権委員会は、失業手当や軍人恩給と言った社会保障給付に関する法律も自由権規約26条で判断されるべきとの見解を示し、締結国が社会保障給付に係る法律を制定する場合であっても、その内容は差別的であってはならないとの見解を確立した。

(ウ) 規約人権委員会の「一般的意見」18(甲21)

上記の社会保障給付に関する法律にも自由権規約26条が適用されるとの個人通報制度の見解を経て、自由権規約委員会は、1989年、自由権規約26条に関する「一般的意見18無差別」をまとめ、全締約国に示した。

「一般的意見 18 無差別」12項は、「第26条は、公権力によって規制され保護されるいかなる分野における法の下で、または事実上の差別を禁止している。ゆえに、第26条は締約国の立法およびその適用に関する義務にかかわる。」と規定し、自由権規約26条における「法律による平等の保護 (equal protection of law)」は、締約国が制定するすべての立法について、すべての者に平等の保護を保障することを求めている。

ウ 自由権規約26条が労災保険法16条の2第1項ただし書に適用されること

以上より、労災保険法16条の2による本件区別は、労災遺族補償年金という社会保障給付の権利が問題になっているところ、自由権規約第26条に違反するかどうか審査されなければならない。

(4) 自由権規約第26条の判断基準

ア 極めて厳格な合理性の基準が用いられること

自由権規約第26条に違反する不合理な差別であるかどうかは、「基準が合理的であり、かつ客観的である場合であって、かつまた、本規約の下での合理的な目的を達成するという目的で行われた」かにより判断される（一般的意見18の13項、甲21）。

自由権規約委員会は、性のような規約26条第2文に列挙された特定の理由に基づく取扱の相違がある場合には、当該区別の理由を説明し、客観的かつ合理的な区別であることを立証する重い責任が当事国に課されている。性に基づく区別は、規約26条違反が推定され、立証責任が転換されており、当事国がその客観性・合理性を十分に立証した場合にのみその推定が覆されるのである（甲2

2：ミュラー及びエンゲルハルト対ナミビア事件（申359頁））。

イ 自由権規約委員会は「妻」のみへの不利益は、性別及び社会的地位に基づく不合理な区別であると判断し自由権規約26条違反と結論づけたこと

(7) はじめに

自由権規約委員会は、ブルックス対オランダ事件（Broeks v. the Netherlands, 通報 No. 172 / 1984、1987年4月9日）において、妻にのみ不利益となる区別について、性別及び社会的地位に基づく不合理な区別であるとして、26条違反を認定している。

(i) 「妻」のみに対する不利な要件での失業保険給付

本件で問題となったのは、当時のオランダの失業保険法13条1項において、失業手当の受給資格に関して、妻にのみ、生計維持者であるか又は夫と恒常的に別居していることという要件を課していた。他方、男性は、婚姻しているか否かにかかわらず、失業保険を受給できると規定していた。

(ii) 自由権規約委員会が、「妻」のみに不利な要件を設けることは、性別及び社会的地位に基づく区別であり自由権規約26条違反と判断したこと

自由権規約委員会は、オランダの失業保険法13条1項は、「妻」のみを不利に扱う要件は、性別及び社会的地位に基づく区別であると判断した。すなわち、「オランダ法では、オランダ民法84条及び第85条の条項で収入の共同に関し配偶者の双方に平等の権利と義務を課している。」とし、配偶者は男女平等に権利義務を負っている。このことから、失業保険法13条

1 項について、「このような条件は婚姻している男性には適用されなかった。社会的身分と性別によるこのような区別は、一方の性、婚姻している女性を男性に比べて不利に扱っている。このような区別には理由がない。」と判断した。

自由権規約委員会は、「通報者は男性と同じ身分での社会保障の給付を拒否されたのだから、(中略) 通報者は性別による市民的、政治的権利に関する国際規約第 26 条の侵害の犠牲者となった。」と結論づけた。

(I) 小括

このように、自由権規約委員会は、ブルックス対オランダ事件では、「妻」のみを不利益に取扱うという「妻」と「妻以外」の区別が問題になったところ、婚姻している両性が平等に扱われるべきことから、失業保険法 13 条 1 項が婚姻している一方の性(女性)を別の性に比べて不利に扱うことは、性別及び社会的地位に基づく不合理な区別であり、自由権規約 26 条に違反すると判断した。

ウ 自由権規約委員会は夫に対する遺族年金の不支給が自由権規約 26 条違反であると認定していること

(7) はじめに

自由権規約委員会は、パウゲル対オーストリア事件(Dietmar Pauer v. Austria, 通報 No. 415 / 1990 1992 年 3 月 30 日)において、当時のオーストリア年金法が、夫を亡くした妻には遺族年金を支給していたが、妻を亡くした夫には遺族年金を支給しないこと及び段階的に年金制度を導入するとの法改正は、自由権規約 26 条違反であるとした(甲 23)。

(イ) オーストリア政府が「行政上の便宜」と「財政上の理由」による正当化を主張したこと

本事案では、妻を亡くしたパウゲル（Pauger）氏が、亡き妻の公務員としての執務を理由として年金を請求したところ、当時のオーストリア年金法は、夫を亡くした妻には年金を支給するのとは異なり、妻を亡くした夫で収入のある者には年金を支給しないこととしていた。オーストリア国は、通常男性が家計を支えている場合が多いという社会実態を正当化事由とする「行政上の便宜」により本法が正当化されると主張した。

その後の法改正により、オーストリア国は、妻を亡くした夫に対しても３段階に分けて、段階的に年金制度を導入することとした。改正時に即時に平等とされず、１０年間の間に漸次平等を実現することを規定していた。オーストリア国は即時実現できない理由を「財政上の理由」とであると主張した。

(ウ) 自由権規約委員会がオーストリア政府の主張をいずれも排斥したこと

しかし、自由権規約委員会は、オーストリアの家族法が収入と相互扶養に関して両配偶者に平等な権利と義務を課していることに照らせば、オーストリア年金法の規定は、「社会的状況が類似している男性と女性が、性別のみを理由に異なる扱いを受けていることを意味する。」として、妻を亡くした夫には遺族年金を支給しないこと及び段階的に年金制度を導入するとの法改正は自由権規約２６条に違反すると判断した。

(Ⅱ) 小括

このように、自由権規約委員会は、遺族年金について、夫を亡くした妻に支給されるが、妻を亡くした夫に支給されないこ

とは、「妻」と「夫」という社会的状況が類似している男性と女性が、性別のみを理由に異なる扱いを受けており、これは合理的かつ客観的ではないとして、自由権規約 26 条に違反すると認めた。

エ 自由権規約委員会の見解のまとめ

以上をまとめると、自由権規約委員会は、以下の通り判断していることがわかる。

- ①「妻」のみに不利な要件を設けることは、「妻」と「妻以外の者」との区別であるところ、婚姻している一方の性を別の性に比べて不利に扱うことを意味し、性別及び社会的地位に基づく不合理な区別であるから、自由権規約 26 条に違反する（ブルックス対オランダ事件）。
- ②遺族年金が、夫を亡くした妻に支給されるが、妻を亡くした夫に支給されないことは、「妻」と「夫」という社会的状況が類似している男性と女性を、性別のみを理由に区別しており、自由権規約 26 条に違反する（パウゲル対オーストリア事件）。
- ③通常男性が家計を支えている場合が多いという社会実態や財政上の理由は正当化事由にならない（パウゲル対オーストリア事件）。

(5) 労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書の自由権規約第 26 条違反

ア はじめに

上記①～③の要件に照らし、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は、自由権規約 26 条に違反するというべきである。以下詳述

する。

イ 労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は性別及び社会的地位に基づく不合理な区別に他ならないこと (①)

(7) 被告の主張

被告は、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は、「妻」と「妻以外の者」の区別であるから、性別に基づく区別ではないなどと主張する (49 頁)。

(i) 労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は「妻」と「夫」の区別と解すべきこと

しかし、上述した通り、自由権規約委員会は、ブルックス対オランダ事件において、夫婦が配偶者として民法上平等に権利義務が課されていることを根拠に、「妻」と「妻以外の者」の区別であっても、性別及び社会的地位に基づく不合理な区別であると判断した。

この点、日本国民法は、両性の本質的平等 (憲法 24 条 2 項) の理念のもと、扶養義務を夫婦平等に課している (民法 752 条)。民法で夫婦平等に婚姻に基づく権利義務が課されている。これは、上述①の個人通報の事案 (ブルックス対オランダ事件 (甲 20) 及びパウゲル対オーストリア事件 (甲 23)) と何ら異ならない。

したがって、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は、「妻」と「妻以外の者」を区別したとする被告の主張を前提としても、性別及び社会的地位に基づく不合理な区別であり、自由権規約 26 条に違反するというほかない。

ウ 労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書が「夫」には遺族補償年

金を支給しないこと（②）

労災保険法１６条の２第１項書は、夫を亡くした「妻」には無条件に遺族補償年金を支給するが、妻をなくした「夫」には年齢要件等を設けて支給を制約する。

これは、扶助・婚姻費用分担義務を平等に負う点で社会的状況が類似している男性と女性である「妻」と「夫」を、性別のみを理由に区別するものにほかならない。

エ 被告の主張は正当化事由とはならない（③）

被告は、「労災保険法１６条の２第１項ただし書は、妻と夫について、単に性別によって区別しているものではなく、妻と夫の間の自活能力の差異という社会的実態に鑑み、妻についてより手厚く保護してその生活の安定や福祉の向上を図り、実質的平等を図る目的で定型的差異を設けたものである。」と主張する（被告準備書面（１）２８頁）。

しかし、通常男性が家計を支えている場合が多いという社会実態が正当化事由とならないことは、パウゲル対オーストリア事件から明らかである。被告の主張は、自由権規約２６条への無理解も甚だしく、全くの誤りである。

オ まとめ

以上の通り、労災保険法１６条の２第１項ただし書は、労災遺族補償年金の支給要件について、扶助・婚姻費用分担義務を平等に負う点で社会的状況が類似している男性と女性である「妻」と「夫」を、性別のみを理由に区別するものである。

また、「妻」と「妻以外の者」の区別であるとの被告の主張を前

提としても、性別及び社会的地位に基づく不合理な区別である。

いずれにせよ、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は、自由権規約第 26 条に違反する。

6 社会権規約 9 条の権利に関する同規約 2 条 2 項及び 3 条違反

(1) 社会権規約とは

ア はじめに

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(International Covenants on Economic, Social and Cultural Rights)とは、人権保障を目的とした多数国間条約で、国際人権規約(International Covenants on Human Rights)の一つであり、社会保障の権利といった社会権的な権利を規定していることから「社会権規約」と呼称される。日本では、1979年6月21日批准され、同年9月21日発効した。

社会権規約を含む国際人権規約による人権保障の特長は、人権概念の普遍性に由来する、いかなる差別もない平等で無差別な人権の享有という原則に貫かれていることにある。

イ 社会権規約が定める無差別平等取扱の原則について

(7) 社会権規約 2 条 2 項

社会権規約 2 条 2 項は、人種、皮膚の色、性などによりいかなる差別もうけず権利が保障されるべきことを約束する。

① 英語正文

The States Parties to the present Covenant undertake to guarantee that the rights enunciated in the present Covenant will be exercised without discrimination of any kind as to race, colour, sex, language, religion,

political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.

② 日本語仮訳

この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。

(イ) 社会権規約 3 条

社会権規約 3 条は、2 条 2 項に加えて男女が平等に権利を確保されるべき事を約束する。

① 英語正文

The States Parties to the present Covenant undertake to ensure the equal right of men and women to the enjoyment of all economic, social and cultural rights set forth in the present Covenant.

② 日本語仮訳

この規約の締約国は、この規約に定めるすべての経済的、社会的及び文化的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを規定する。

(ウ) 社会権規約 9 条

社会権規約 9 条は、締結国が、社会保障の権利について、上述した 2 条 2 項及び 3 条に基づき平等に保障されるべきであることを規定する。

① 英語正文

The States Parties to the present Covenant recognize the right of everyone to social security, including

social insurance.

② 日本語仮訳

この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。

(2) 社会権規約 9 条の具体的権利性

ア 被告の主張

被告は、社会権規約 2 条 1 項の文言及び社会権規約 9 条が「権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したもの」ととどまるという塩見事件最高裁判決（最判平成元（1989）年 3 月 2 日判時 1363 号 68 頁）から、社会権規約 9 条は具体的権利を付与しておらず、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書が同 9 条に違反しないなどと主張するが、判例の解釈を誤ったものであり、失当である。以下、詳述する。

イ 社会権規約は具体的権利性を有すること

(ア) 社会権規約が具体的権利性を有すること

社会権規約 2 条 1 項は、権利の完全な実現を漸進的に達成するため措置を取る義務を課したもののようにも読める。

しかし、社会権規約は、規約上の権利の享受における無差別・平等に関しては、「保障（guarantee）」（2 条 2 項）、「確保（ensure）」（3 条）することを締約国に義務づけている（保障と確保は、権利を現実に享受させるという趣旨で、同義である）。

そして、自由権規約 3 条は、「この規約の締約国は、この規約に定めるすべての市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。」として、社会権規約 3 条と全く同じ文言である。

このように、男女平等の権利確保について、自由権規約と社会権規約は、全く同一の内容の規定をおいている。

このことから、社会権規約 2 条 2 項及び 3 条の無差別・平等に関する規定については、締約国は、漸進的にではなく、自由権規約同様、直ちにその実現を図ることが義務づけられると解釈されている（甲 24：高野雄一『国際社会における人権』岩波書店 1977 年 322 頁、甲 19：宮崎繁樹編前掲書 31～33 頁〔今井直、升味佐江子執筆〕）。

(イ) 被告の主張の誤り

被告は、社会権「規約 9 条は、締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、上記権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではないというべきである（最高裁平成元年 3 月 2 日第一小法廷判決・集民 156 号 271 ページ参照）」として、社会権規約 9 条は「憲法 25 条の定めるところと基本的に異なるものではない」（47 頁）と主張する。

しかし、上記の判例は、社会権規約 9 条が要件と効果を定立しておらず、具体的な給付額を定めるには要件と効果を定めた立法が必要になることから、同 9 条に基づき私人が具体的な給付請求をすることはできないため、私人に対して即時に給付請求権を付与していないとの趣旨と解するべきである。

給付請求権を認めないことと、裁判規範性を有するものではないことは全くの別問題である。私人に具体的な給付請求権を付与しない条約であっても、裁判規範性はあるから、裁判所は、

法律を条約に適合するよう解釈し、国内法やそれに基づく処分を違法としなければならない。

なお、社会権規約 9 条が「憲法 25 条の定めるところと基本的に異なるものではない」との主張には、根拠がなく、全くの誤りである。

ウ 近年の下級審裁判例における社会権規約の裁判規範性の肯定

日本の裁判例では、近年、社会権規約 2 条 2 項の裁判規範性を肯定している。

(7) 大阪地判平成 17 年 5 月 25 日（在日コリアン年金差別訴訟・第一審）

旧国民年金法の国籍条項、及び、同法改正時の経過措置の対象範囲によって国民年金の被保険者から除外され無年金状態にある在日韓国・朝鮮人らが提起した国家賠償請求訴訟において、平成 17（2005）年 5 月 25 日の大阪地方裁判所判決は、社会権規約 2 条 2 項の裁判規範性を肯定した。

裁判所は、社会権規約 2 条及び 9 条（社会保障に対する権利）はいずれも個人に具体的権利を付与すべきことを定めたものではないとする被告国の主張を退け、社会保障を受ける権利において差別を禁止する同規約 2 条 2 項は、B 規約〔＝自由権規約〕26 条と同趣旨にあるものとして、裁判規範性を認めることができると解すべきであるとした。

(イ) 大阪高判平成 18 年 11 月 15 日（在日コリアン年金差別訴訟・控訴審）

上記（ア）の控訴審において、大阪高等裁判所は、平成 18（2006）年 11 月 15 日、社会権規約 2 条 2 項の直接適用可能性については原審の判断を踏襲し、すでに立法がある場合

には社会権規約 2 条 2 項は自由権規約 2 6 条と同趣旨のものとして裁判規範性があるとして、9 条を具体化する立法である旧国民年金法の国籍条項について差別の排除を求めるという自由権的側面については社会権規約の規定も裁判規範性を有するとした。

(ウ) 上記大阪地裁と大阪高裁が妥当であること

この事案の第一審判決及び原判決は、社会権規約 2 条 2 項に関してほぼ妥当な解釈を示した重要な判決として高く評価されている（甲 2 5：村上正直「社会権規約と自由権規約の平等条項の裁判規範性」ジュリスト 1 3 3 2 号『平成 1 8 年度重要判例解説』有斐閣 2 0 0 7 年 2 8 2～2 8 3 頁）。

(エ) 福岡地判平成 2 2 年 9 月 8 日（老齢加算制度違憲訴訟・第一審）

その後も、生活保護における老齢加算制度廃止が争われた事案で、福岡地方裁判所は平成 2 2（2 0 1 0）年 9 月 8 日、国民年金制度における被保険者の範囲や老齢福祉年金の支給の対象範囲を定めるにあたっての立法府の広範な裁量権を理由として結論的には請求を棄却したものの、社会権規約 2 条 2 項に関しては、被告行政庁の主張を退け、上述の大阪地判及び大阪高判と同様の解釈を採用している。

エ 労災保険法 1 6 条の 2 第 1 項ただし書は社会権規約 9 条、2 条 2 項及び 3 条に違反すること

このように、社会権規約上、社会保障に対する権利（9 条）の実現の達成過程においては、いかなる差別もないことを締約国は保障・確保しなければならない（2 条 2 項、男女平等についてはこれに重ねて 3 条）。

社会権規約 9 条は、何らの社会的立法も介さずにそれのみで個人の具体的な社会保障給付を引き出せるような権利規定ではない一方で、本件のように、すでに存在する法律である労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書において、両性の本質的平等に基づく婚姻関係にある者として、男女平等に権利義務を負う配偶者について、性によって異なる受給要件を設けていることは、明らかに、9 条の権利の享受における無差別・平等（2 条 2 項及び 3 項）の問題を提起し、これらに違反するというべきである。

7 女子差別撤廃条約違反

(1) 被告の主張

被告は、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は、妻について、妻以外の者と比較してより給付ないし利益を与える規定となっているから、女性を「区別、排除又は制限」しないと主張するが（49 頁）、条約の解釈を誤っているうえ、同条第 1 項ただし書の趣旨を正解しないものであり、失当も甚だしく、全く的確でない。以下詳述する。

(2) 労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書が女子差別撤廃条約 1 条の「女子に対する差別」に該当すること

ア 「女子に対する差別」はジェンダー差別と定義されていること

「女子に対する差別」（女子差別撤廃条約 1 条）とは、男性との比較における性別に基づく女性に対する差別のみならず、女子差別撤廃条約の解釈指針である一般勧告 28 号において、「社会的に形成されたアイデンティティー」及び「男女の特性及び役割」といったジェンダーに基づく差別をいうと定義している（一般勧告第 28 号、甲 26）。

被告は、11頁において、女子差別撤廃条約1条に係る上記の定義を認めており、争いがない。

それにもかかわらず、被告は、「女子に対する差別」(1条)を字義どおり「女性に対する差別」であると形式的な解釈をしたうえ、労災保険法16条の2第1項ただし書がこれに違反しないと主張する。被告の主張は、矛盾も甚だしく、全く的確でない。

イ 労災保険法16条の2第1項ただし書が配偶者に係る遺族補償給付を性別で区別することはジェンダー差別であること

(7) 労災保険法16条の2第1項ただし書は性差別であること

民法は、両性の本質的平等(憲法24条2項)の理念のもと、扶養義務(752条)を夫婦に平等に課している。そのため、労働者の死亡時に、被扶養利益の喪失は配偶者の性別によらず等しく発生する。

すなわち、労働災害で配偶者を失った場合、遺された配偶者は、性別にかかわらず、子らを扶養する義務を負うことには変わらない。

したがって、夫婦が平等に扶養義務を負うにもかかわらず、男性配偶者についてのみ遺族補償年金の受給に年齢要件を課すことは、配偶者の「性別」に基づく区別であるから、正に性差別であると解釈すべきである。

(イ) 被告の主張を前提としても労災保険法16条の2第1項ただし書はジェンダー差別であること

また、被告は、労災保険法16条の2第1項ただし書は、「妻」と「妻以外の者」との区別であるうえ、「妻」に対して給付ないし利益を与える規定であると主張する。

しかし、仮に、同条第1項ただし書が、「妻」と「妻以外の者」

との区別であると解しても、「妻」のみに妻以外の者と比較して給付ないし利益を与えることは、およそ女性は、若くて健康であっても、「男は仕事、女は家事」という伝統的な性別役割分業を前提に基づき、家事、育児及び介護に専従し、仕事をしないことを前提にしている。この点については、「実際には扶養される生き方を選んだ女性を優遇する仕組みになっている」と指摘される（甲 27：女性差別撤廃条約コンメンタール）。

このような前提は、余りに「時代遅れで過度に広範」な一般化であり、客観的合理的理由とはいえず、ジェンダー差別であるとするのが、他国の権威ある裁判所及び国際人権規約の解釈である。

したがって、「妻」と「妻以外の者」との区別であると仮定したとしても、同条第 1 項ただし書がジェンダー差別であることに争う余地はなく、「女性に対する差別」（女性差別撤廃条約 1 条）に該当するというべきである。

ウ 小括

したがって、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書は、女性差別撤廃条約 1 条にいう「女性に対する差別」であり、同 1 条に違反する。

8 裁判所は自由権規約、社会権規約及び女性差別撤廃条約を適切に反映して、憲法の人権規定を解釈すべきこと

(1) はじめに

以上、自由権規約、社会権規約の規定は、日本国憲法とは独立した解釈の対象とされ、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書との条約適合性が判断されなければならないことを詳述した。

もっとも、条約違反が直接認定されない場合でも、少なくとも、憲法の人権規定の解釈に規約の規定の趣旨が適切に反映されなければならない。

なぜならば、自由権規約、社会権規約及び女性差別撤廃条約は国際条約であるから、国際法上の条約解釈規則に従って誠実に解釈されなければならない。また、自由権規約及び社会権規約の規定の文言は、日本国憲法の人権規定と同一ではなく、むしろ憲法よりも詳細で充実しており、国際的にも説得力があり、少なくとも非常識ではない法解釈が可能になるからである。

以下詳述する。

- (2) 自由権規約・社会権規約・女性差別撤廃条約は、日本国憲法と対立しないから、憲法の人権規定の解釈を広げ豊富化するものとして用いるべきである

ア 「確立された国際法規」(憲法 98 条 2 項) に人権条約が含まれること

日本国憲法と国際条約の国内的関係については、憲法優位説が通説となっているが、憲法優位説は、憲法 9 条と高度の政治性を有する日米安保条約との関係で問題となってきた。

しかし、日本国憲法と自由権規約・社会権規約・女性差別撤廃条約は、人権保障という目的は共通しており、憲法の人権規定と根本的に対立するものではない。

憲法と条約の効力の優劣を議論する前提は、国際法の国内法的効力が国内法の決定する事柄である点にある。そうであるなら、国際法に従って確立された自由権規約・社会権規約・女性差別撤廃条約の効力を条約と同じく考える必要はなく、憲法優位説をとりな

がら、確立された国際法規については、憲法に優位する効力を認めても何ら論理的矛盾はない。

したがって、自由権規約・社会権規約・女性差別撤廃条約は、人権保障を問題にしており、日米安保条約のような国内法が決定する事柄を問題にするものではないから、「確立された国際法規」(憲法 98 条 2 項)に含まれるものであり、日本国憲法とも何ら対立しないから、日本国はこれら国際条約を誠実に遵守する義務がある。

イ 自由権規約・社会権規約・女性差別撤廃条約は、日本国憲法より充実した内容の規範であり、憲法の解釈指針として用いられるべきである

自由権規約・社会権規約・女性差別撤廃条約は、人権保護に関する規範として、憲法の人権保障よりも充実した内容の規定をおいている。

憲法の人権規定よりも、同じ事柄に関する人権条約の保障内容の方がより幅広いまたは詳細である場合、その条約の規定は、憲法の人権規定の解釈を広げ、豊富化するものとして用いるべきである(甲 28:横田耕一「人権の国際的保障をめぐる理論的問題」憲法理論研究会編『人権理論の新展開』敬文堂 1994 年 166 頁)。

日本国は、自由権規約、社会権規約及び女性差別撤廃条約を、憲法に適合すると判断したうえ批准したのだから、これらの条約は日本国憲法の解釈指針としての意味をもつというべきである(甲 29:大谷美紀子「女性の視点から」反差別国際運動日本委員会編『日本も必要!差別禁止法』解放出版社 2002 年 80~82 頁、甲 30:近藤敦「コメント:社会権の権利性—国際人権法を意識した憲法理論の展望と課題」『国際人権』16 号 2005 年 89 頁)。

(3) 最高裁判所は人権条約を憲法の人権規定の解釈指針として用いていること

ア はじめに

人権条約は、より充実した人権保障に向けて、日本国憲法の人権規定の解釈指針として用いるべき規範であるとするのが判例の立場である。

最高裁判所は、婚外子差別をめぐる2つの法令違憲判決で、いかなる理由によっても子どもを差別してはならないという人権条約（自由権規約、子どもの権利条約）の規定を憲法解釈に用いて、国籍法と民法の規定をそれぞれ違憲とする判断を導いていることを詳述する。

イ 最大判平成20（2008）年6月4日民集62巻6号1367頁（国籍法違憲判決）

(7) 判示

「諸外国においては、非嫡出子に対する法的な差別的取扱いを解消する方向にあることがうかがわれ、我が国が批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約（代理人注：自由権規約）及び児童の権利に関する条約（代理人注：子どもの権利条約）にも、児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存する。さらに、国籍法3条1項の規定が設けられた後、自国民である父の非嫡出子について準正を国籍取得の要件としていた多くの国において、今日までに、認知等により自国民との父子関係の成立が認められた場合にはそれだけで自国籍の取得を認める旨の法改正が行われている。以上のような我が国を取り巻く国内的、国際的な社会的環境等の変化に照らしてみると、準正を出生後における届出による日本国籍取得の要

件としておくことについて、前記の立法目的との間に合理的関連性を見いだすことがもはや難しくなっているというべきである。... そうすると... 国籍法3条1項の規定が本件区別を生じさせていることは、憲法14条1項に違反するものであったというべきである。」と判示した。

(イ) 小括

最高裁判所は、①児童が出生によっていかなる差別も受けないとする人権条約規定の存在、②多数の国において法改正されたとの事実を根拠として、憲法14条1項違反であると判示した。

ウ 平成25(2013)年9月4日民集67巻6号1320号(婚外子法定相続分平成25年決定)

(7) 判示

「我が国は、昭和54年に『市民的及び政治的権利に関する国際規約』(昭和54年条約第7号)を、平成6年に『児童の権利に関する条約』(平成6年条約第62号)をそれぞれ批准した。これらの条約には、児童が出生によっていかなる差別も受けない旨の規定が設けられている。... 昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。... したがって、本件規定は、遅くとも平成13年7

月当時において、憲法 14 条 1 項に違反していたものというべきである。」とした。

(1) 小括

最高裁判所は、婚外子法定相続分平成 25 年決定においても、①人権条約規定の存在、②諸外国の立法の趨勢等に照らして、憲法 14 条 1 項違反であると判示した。

エ まとめ

最高裁判所の上記 2 判例は、①平等の権利を定めた人権条約の存在に加えて、②諸外国において法改正された趨勢を違憲判断を導く要件と判示している。

(4) アメリカ連邦最高裁及び欧州人権裁判所における違憲判決

ア はじめに

このように、判例は、②諸外国において法改正された趨勢を違憲判断を導く要件と判示している。

以下では、上記②について、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書同じく「妻」に対して手厚い労災遺族補償給付を行っていた法律が、アメリカ合衆国連邦最高裁及び欧州人権裁判所において、性差別であり違憲ないし違法と判断され、すでに法改正されたことを主張・立証する。

イ アメリカ合衆国連邦最高裁判所ウェインバガー対ウィーゼンフェルド事件 (Weinberger v. Wiesenfeld, 420 U.S. 636 (1975 年 3 月 19 日判決)、甲 31)

(7) 事案の概要

本訴訟の原告のスティーブン・ウィーゼンフェルド (男性) は、1970 年に、ポーラ・ポラチェクと結婚した。ポラチェ

クは結婚前の5年間教師として働き、結婚後も教職を続けた。1972年、ボラチェクは出産時に亡くなり、ウィーゼンフェルドは自分と息子のために社会保障給付を申請した。しかし、当時のアメリカ社会保障法 42 U.S.C. § 402(g) は、夫が死亡した場合の給付を子及び妻に支給していたが、妻が死亡した場合の給付は子にのみ支給され、夫には支給されなかった。

ウィーゼンフェルドは、同条項が性差別であり、合衆国憲法修正第5条のデュー・プロセス条項によって保障される平等保護の権利に違反すると主張し、訴訟を提起した。

(イ) 判決要旨

① 違憲判断

連邦最高裁は、§ 402(g)の規定によって義務付けられた性別に基づく区別は、被保険者である亡夫および父親の収入に基づく遺族給付を、その未亡人と彼女の養育下にある夫婦の未成年の子供に与えるが、被保険者である亡妻および母親の収入に基づく給付は未成年の子供にのみ与え、寡夫には与えないものであり、修正第5条のデュー・プロセス条項によって保障される平等保護の権利に違反すると判断した。

② 立法目的の判示

アメリカ合衆国政府は、§ 402(g)について、「子どものいる若い未亡人に給付を提供する目的は、経済的差別のために自活できない女性に収入を提供すること」であると主張した。

しかし、連邦最高裁は、§ 402(g)の目的は、女性が働かずに子供の世話を専念することを選択できるようにするという性別役割分業に基づいており、性別に基づき働く女性に提供される保護を減じる本法律の区別を正当化することはできな

いと判断した。

③ 社会保障給付は正当化事由にならないとの判示

アメリカ合衆国政府は、社会保障であるから、男性に対して女性と同様の給付をしなければならない理由はないとした。

しかし、連邦最高裁は、社会保障給付であっても、給付は性別のみに基づいて被保険者を区別しない分類に従って配分されなければならない、性別により給付内容を区別することは許されないと判断した。

④ 伝統的性別役割分業に基づく区別が正当化できないとの判示

連邦最高裁は、§ 402 (g) の区別は、男性労働者の収入は家族の扶養に不可欠であるが、女性労働者の収入は家族の扶養に大きく貢献しないという伝統的性別役割分業の考え方に基づいており、憲法の下で容認されない「時代遅れで過度に広範な」一般化であり、正当化できないと判断した。

ウ 欧州人権裁判所ウィリス対英国事件 (CASE OF WILLIS v. THE UNITED KINGDOM 申立番号：36042/97 2002年9月11日判決、甲32)

(7) 事案の概要

申立人のケビン・デイビッド・ウィリスは、1984年、マレーヌ・ウィリスと結婚し、彼らには二人の子がいた。ウィリス夫人は、1996年6月7日、39歳で癌により死亡した。

申立人は、1992年の社会保障給付法に基づき、夫が同様の状況で死亡した妻が受け取る権利のある給付、すなわち寡婦手当と寡婦母手当を申請したが、イギリス政府は、申立人が請求した給付は寡夫には存在せず、したがって彼の請求は有効で

はないとして、これを拒否した。

申立人は、社会保障法における寡婦手当および寡婦母手当の受給資格に関する男女の間の差別的取り扱いは、性別役割分業と、もはや英国の社会状況を正確に反映していない広範な一般化に基づいており、性別により権利を差別することを禁止した人権及び基本的自由の保護のための条約 14 条に違反すると主張して、欧州人権裁判所に訴訟を提起した。

(イ) 条約 14 条の規定

欧州人権条約 14 条は、「この条約に定める権利及び自由の享受は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民若しくは社会的出身、少数民族への所属、財産、出生若しくは他の地位等によるいかなる差別もなしに、保障される。」と規定している。

(ウ) 判決要旨

① 条約 14 条違反の判決

欧州人権裁判所は、申立人の主張を認めて、社会保障法が欧州人権条約 14 条に違反すると判断した。

② 性差別の認定

欧州人権裁判所は、イギリス政府が申立人に寡婦手当および寡婦母手当の支給を拒否したのは、彼が男性であるという事実のみに基づいており、性別要件以外について、申立人はこれらの給付を受ける権利に関して女性と同様の状況にあったとした。

そのうえで、裁判所は、申立人が被害を受けた寡婦手当および寡婦母手当の受給資格に関する男女の取り扱いの差別は、「客観的かつ合理的な正当化」事由に基づいていないとして、

条約 14 条に違反すると判示した。

エ 小括

このように、アメリカ合衆国連邦最高裁は 1975 年に、欧州人権裁判所は 2002 年に、妻を亡くした夫には給付しないが、夫を亡くした妻に給付する内容の社会保障法は、合衆国憲法または欧州人権条約が定める平等の権利に違反すると判断しており、男女平等の内容の給付や法改正が実現している。

9 まとめ

(1) 条約適合性審査がされるべきこと

自由権規約及び社会権規約の規定は、日本国憲法とは独立した解釈の対象とされ、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書との条約適合性が判断されなければならないことは言うまでもない。

(2) 自由権規約及び社会権規約は憲法判断の解釈規定として用いられるべきであること

仮に条約違反が直接認定されない場合でも、①自由権規約及び社会権規約において遺族補償年金について男女平等であるべきことが規定され、②①に基づき、アメリカでは約 50 年前に、ヨーロッパでは 20 年以上前に、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書と同様の社会保障法の規定は憲法ないしヨーロッパ人権条約に違反すると
の司法判断がなされ、法改正が実現している。

したがって、労災保険法 16 条の 2 第 1 項ただし書が憲法 14 条 1 項に違反するか否かを判断するにあたっては、性別役割分業に基づき夫を亡くした妻を優遇することに客観的合理的理由はなく、配偶者を亡くした遺族配偶者には男女平等に社会保障を給付すべきとする自由権規約 26 条、社会権 3 条及び女性差別撤廃条約の規定の

趣旨が適切に反映されなければならない。

Ⅱ 被告の主張に対する認否

第1 「第3 事案の概要及び被告の主張の骨子」について

1 「1 事案の概要」について

認める。

2 「2 被告の主張の骨子」について

否認ないし争う。

第2 「第4 社会保障立法について具体的にどのような立法措置を講ず

るか、立法府の広範な裁量に委ねられているというべきであり、立法府の裁量権の行使が著しく合理性を欠き明らかな裁量権の逸脱・濫用とみざるを得ないような場合を除いては、裁判所の審査判断に適しない事柄であり、このような立法措置について憲法14条1項違反の問題が生じ得るのは、受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをした場合に限られること」について

1 「1 労災保険法16条の2に係る違憲審査基準に係る原告の主張」について

認める。

2 「2 社会保障立法の分野における違憲審査基準の在り方」について

第1段落のうち、憲法14条1項が国民に対して絶対的な平等を保障したものではなく事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づいて異なる取扱いをすることは許容しているという点は認め、その余は否認ないし争う。

第2段落については、社会保障制度の一般論という限りで認める。

第3段落は否認ないし争う。

第4段落については、最高裁平成19年判決の判示内容という限りで認める。

第5段落は争う。

3 「3 労災保険法の遺族補償年金制度は社会保障の性格を有し、本件年齢要件と同旨の地公災法の遺族補償年金の受給要件について、最高裁平成29年判決が、憲法14条1項に違反するものではないと判断していること」について

(1) 「(1)」について

第1段落のうち、労災保険法16条及び16条の2が定める遺族補償年金制度が昭和40年改正法において創設されたものであるという点は認め、その余は否認ないし争う。

後述する通り、労災保険法における遺族補償年金制度は、損害賠償的性格を有するものであり、被告の主張は、遺族補償年金制度のそうした性格を完全に無視したものである。

第2段落は否認ないし争う。

(2) 「(2)」について

第1段落は争う。

第2段落のうち、地公災法が昭和42年8月1日に制定されて一部の規定を除いて同年12月1日から施行されたものであるという点、地公災法32条1項ただし書において遺族補償年金の受給権者について本件年齢要件と同旨の要件が定められたという点は認め、その余は否認ないし争う。

第3段落については、最高裁29年判決の判示した内容という限

りで認める。

第4段落のうち、最高裁平成29年判決の判示した内容は認め、その余は否認ないし争う。

4 「4 小括」について

争う。

第3 「第5 本件区別は憲法14条1項に違反しないこと」について

1 「1 本件区別は性差別（男女差別）を内容とするものではなく、その趣旨は、妻をより手厚く保護することとし、その生活の安定や福祉の向上を図ることとしたものであること」について

(1) 「(1) 原告の主張」について

認める。

(2) 「(2) 被告の反論」について

ア 「ア」について

否認ないし争う。

イ 「イ」について

否認ないし争う。

ウ 「ウ」について

第1段落は否認ないし争う。

第2段落は争う。

2 「2 労災保険法16条の2第1項ただし書が、妻について遺族補償年金の受給資格に係る年齢要件を設けていないことには合理性があること」について

(1) 「(1) 原告の主張」について

認める。

(2) 「(2) 被告の反論」について

ア 「ア 昭和40年改正法制定当時の社会的状況」について

第1段落のうち、長期労働統計表（乙10、11）に記載されている内容は認め、その余は否認ないし争う。

第2段落は否認ないし争う。

第3段落は争う。

イ 「イ 昭和40年改正法制定後の社会的状況」について

(ア)「(ア)」について

最高裁平成29年判決の判示内容は認め、その余は否認ないし争う。

(イ)「(イ)」について

第1段落は認める。

第2段落ないし第4段落のうち、総務省統計局の労働力調査（乙12ないし15）の調査結果は認め、その余は否認ないし争う。

第5段落及び第6段落のうち、厚生労働省の賃金構造基本統計調査（乙16、17）の調査結果は認め、その余は否認ないし争う。

第7段落のうち、国税庁の民間給与実態統計調査の調査結果は認め、その余は否認ないし争う。

(ウ)「(ウ)」について

国勢調査の調査結果は認め、その余は否認ないし争う。

(エ)「(エ)」について

全国ひとり親世帯等調査の調査結果は認め、その余は否認ないし争う。

(オ)「(オ)」について

令和５年版厚生労働白書の記載内容は認め、その余は否認ないし争う。

(カ)「(カ)」について

否認ないし争う。

３ 「３ 本件区別の合理性を判断するに当たっては遺族補償一時金のほか他の社会保障制度による救済等も考慮すべきであること」について

(１) 「(１)」について

生存権の保障に関する内容は一般論として認め、その余は否認ないし争う。

(２) 「(２)」について

第１段落は認める。

第２段落は否認ないし争う。

４ 「４ 制度の見直しに向けた検討状況について」について

(１) 「(１) はじめに」について

第１段落のうち、社会保障制度の規定に関する一般論は認め、その余は否認ないし争う。

(２) 「(２) 社会保障審議会の年金部会における議論状況」について

社会保障審議会の年金部会における議論状況は、認否を要するものではない。

(３) 「(３) 小括」について

否認ないし争う。

5 「5 まとめ」について
争う。

第4 「第6 本件区別は国際人権規約に違反しないこと」について

- 1 「1 原告の主張」について
認める。
- 2 「2 被告の反論」について
否認ないし争う。

第5 「第7 本件区別は女子差別撤廃条約に違反しないこと」について

- 1 「1 原告の主張」について
認める。
- 2 「2 被告の反論」について
否認ないし争う。

第6 「第8 結語」について
争う。

以上